

平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成31年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時45分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行            淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告

- 日程第4 選挙第1号 矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第5 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第6号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第7号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第9号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
- 議案第17号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第18号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について
- 議案第19号 町道の路線認定について
- 議案第20号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第21号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第24号 平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第3号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（高岡一万君） おはようございます。

このところ、非常に寒暖差の激しい日々が続いておりますけれども、皆さんには本日からの3月定例会に合わせられまして、体調を上手く調整されたようでありまして、全員が出席をされております。御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから会議を開きます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（高岡一万君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番山野豊久君と1番田中輝夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（高岡一万君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日5日から22日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から22日までの18日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（高岡一万君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

今年も、はや3月に入りまして、寒さもうややく衰えはじめましたが、朝夕の冷え込みはまだまだ寒さの厳しい日が続いております。

さて、先月17日に開催されました、第31回矢掛本陣マラソン全国大会では、町内外から、過去最多となる2,364の方がエントリーされ、天候にも恵まれ、ランナーは沿道からの声援を受けながら、力いっぱい駆け抜けられました。このように盛大に開催することができましたのも、スポーツ推進委員をはじめ、各地区公民館、警察署員、あるいは自治会、ボランティアの方々といった、多くの方々の協力の賜物であり、関係者の方々に心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、最近の社会情勢につきましては、米中の貿易問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済

の不確実性など、我が国の景気を下押しするリスクもあり、留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待をされております。

こうした中、政府では100兆円を超える過去最大の新年度予算を編成しており、今後、本年10月の消費税率の引き上げや、引き上げに合わせた実施が見込まれる幼児教育の無償化など、制度改正にかかる財政への影響について、国の動向を注視していく必要があるというふうに思っております。

また、岡山県の平成31年度一般会計予算につきましては、豪雨災害からの復旧・復興や、国の防災・減災、国土強靱化の対応などにより、3年ぶりに一般会計の歳出規模が7,000億円台となりました。予算内容といたしましては、岡山の未来を担う子どもたちの教育の再生と、豊かな県民生活を支える雇用や税収の基盤となる産業の振興に、引き続き重点的に配分し、より災害に強い岡山の実現に取り組む予算編成となっております。

本町のことでございますが、今、選挙後、本格的な予算というのは今回始めてになるかと思えます。昨年は骨格予算ということでございましたが、これから取り組む本年度中心に、ここ数年で大型事業がでてまいります。そのことを、説明しておきたいというふうに思えます。

1点目でございますけれど、御存じのように昨年の7月の豪雨災害、非常に多くな予算と、そして被害の状況がございました。そういうことの中から第1にですね、この31年度も引き続き完全執行を目指すということを主に置いてやっていきたいというふうに思いますが、この内容がですね、昨年の予算の一般会計と下水を合わせて10億3,000万円を、この31年度へ繰り越しております。今年度予算とまるまる10億3,000万円の繰り越し分の予算、それに合わせて新年度で3億6,000万の災害予算を組んでおります。ということは、この1年間で14億円の災害の執行をしなければならないということでございますので、職員も大変ですし、そしてまた、業者も大変だというこの状況ではございますが、いろいろな知恵を出しながら、完全執行を目指していきたいというのが1番の事業でございます。

そして、2番目といたしましては、一般会計分、この件につきましては、私の公約にもいろいろ選挙の中で住民の方といろいろ話しをして、古民家を再生した賑わいのまちづくり、このことに対する期待が非常に大きかったということの中から、一流のふるさとと名付けてやってまいりましたが、3点セットをこの2年間で実施するということをお話したいと思います。1つは、御存じのように、道の駅の完成を目指す。2点目は、無電柱化の実施。そしてまた、3番目が重要伝統的建造物群の指定を受けるという、この3点セットを実施すると共に、ソフト展開、今まで観光協会的なものがなかったものを、ここで、この提案してましますけれども、一般財団法人DMO、この設立をやりながら、今の事業の展開と合わせながら進行していくと同時に、この町並みのやらなければならない事業もこの予算に提案しております。これを全体で、まるごと道の駅というかたちのなかでやっていこうと。民間の方も、一般社団法人を設立しながら支援体制ができておることから言わせば、私が目指しております、民を主体とした事業展開が徐々に徐々に出来上がってきておるというふうに認識をしております。3番目は、少子化になりますけど、認定こども園の整備でありまして、今回も多額な予算をだしております、32年度開園を目指すということでございます。

今度は、特別会計の関係ですけれども、国保税を県に移管して今年で2年目になります。去年がかなりインセンティブを利用しながらの据え置きということになりましたが、今年度は、本当に私が就任以来、健康づくりに一生懸命頑張ってまいりました。その成果もあって、この予算見ていただければ、給付費が多少止まっている状況とか、多少減少した状況にもあります。こういうことを前提にしながら、

今年も一応据え置きで頑張っていこうというふうに思っておりまして、内容的には厳しい状況がございます。そういうことではございますけれども、健康づくりを住民に呼びかけてきたことを前提にですね、据え置きをやっていこうというふうに思います。私も、今まで町長１３年目になりますけど、国保税については、あらゆるこの健康づくりと住民の協力のなかで据え置きで頑張ってきた経緯がございます。

そして、もう１つは企業会計でございますが、水道事業にですね、国庫補助事業にしていますけれども、東川面の浄水場の更新事業、これが本格的に始まります。継続費で４年間の事業で１１億８,７５０万円計上しておりますけれども、これから毎年これが進んでいくとお知らせしておけばと思います。

それから、もう１つは一部事務組合の話ですけれども、ごみの問題であります。処分場と焼却場。処分場もいよいよ本格的に工事に入るようになりました。３１年から３３年まで約３年間、約いろいろな経費で総額で４０億円位、事業費でスタートし完成を目指すということでございます。そして、焼却場も平行して、今年、場所決定をしてですね、３１年から３６年まで５年間かけて約実施する、約１００億円前後かかるだろうといわれております。何が言いたいのかといえば、この費用が結局この財政に大きな負担がなってくるということを、議員には特に知らせておきたいということでございますので、それと同時にこの費用も、今までごみの減量化をした効果が、このなかに影響してあるということにお話しておけばというふうに思います。ちょっと、大きな話をしましたが、小さいところについてはそれぞれの議案の中で、また、説明していきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。そういう中で、今後も、安心・安全・安定したまちづくりを実現するためにですね、町民と共に進めてまいりますので、議員の皆さん、そして町民の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、報告に入りたいと思ひます、報告第１号、外国語指導助手の後任者について、御報告申し上げます。

外国青年招致事業として、中学校で指導を行っておられたマイケル・ベネットさんが、一身上の都合により平成３０年１２月２１日付けで退職され、後任として、アメリカ合衆国出身のマン・キ・ウォンさんを新たに招致いたしました。

お手許に配付しております資料を御覧いただきたいと存じますが、マン・キさんは、カリフォルニア州出身の３３歳の女性であります。カリフォルニア大学では、生物学・環境学を専攻しておられ、また、教師としての資格をお持ちであり、家庭教師や学校での教職など、教育に携わった経験を多くお持ちであります。矢掛町へは、２月１日に着任されております。外国語指導助手によりまして、本町の英語教育が更に発展するものと期待しておりますので、御報告申し上げます。

報告第２号、“矢掛町ブランド認定品５０品目達成記念宿場町やかげブランドフェア”の開催について御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、矢掛町の恵まれた環境と風土の中で育まれた一定の基準に適合する農林産物、加工食品等を矢掛町ブランドとして認定しております。平成２１年度に創設し、１０年が経過し、現在までに２８事業者５６品目を認定しております。このたび、矢掛町ブランド認定品が５０品目を超えたことを記念して、矢掛町ブランド認定品５０品目達成記念宿場町やかげブランドフェアを開催いたします。実施にあたりましては、商工会、ＪＡなど関係者で実行委員会を立ち上げて開催いたします。当日は、矢掛町ブランド認定品のＰＲ・販売を行います。開催日程は、平成３１年３月２４日、日曜日、午前１０時から午後３時までで、開催場所は、

やかげ町家交流館駐車場でございます。

議員の皆様におかれましても、お知り合いの皆様にもお知らせいただき、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第3号、鈴木良雄、音楽生活50周年記念ベーストーク大人のジャズコンサートの開催について御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来る4月7日、日曜日、午後4時から、やかげ文化センターホールにおきまして、ベーストーク、大人のジャズコンサートを開催いたします。内容といたしましては、鈴木良雄オリジナル曲をはじめ“イパネマの娘”、“枯葉”、“サマータイム”など気軽に楽しむことができる曲の数々を、日本のジャズ界をリードするベーストークのメンバーが演奏いたします。チケット料金は、全席自由席の一律500円で、平成最後の特別価格となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第4号、春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われています春の交通安全県民運動が、今年度は、4月に統一地方選挙が予定されているため、5月11日の土曜日から20日の月曜日までの10日間、“思いやり ゆとりは無事故へ つづく道”をスローガンに、県下一斉に実施されます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、交通安全推進大会を実施するとともに、警察署や交通指導員等と協力しながら交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の周知徹底を図ってまいります。町民の皆様には、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様にも、それぞれのお立場で、引き続き、交通事故ゼロをめざし、御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**〇議長（高岡一万君）** 町長からの報告が終わりました。

続いて、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表のとおりであります。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いします。

更に、陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしております、御覧ください。議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 選挙第1号 矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

〇議長（高岡一万君） 日程第4、選挙第1号、矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

これは、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が、本年6月1日で満了することに伴い、次期委員と補充員を地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙するものであります。

お諮りいたします。この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選によって行いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

更に、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって指名の方法は、議長において指名することに決しました。

それでは、まず、矢掛町選挙管理委員の4名の指名をいたします。

矢掛町選挙管理委員に、武久雄君、石川大君、山本修君、木山達三君の4名を指名いたします。

ただいま、指名いたしました方々を、矢掛町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。矢掛町選挙管理委員には、ただいまの4名の方々が当選されました。

次に、補充員の指名を行いたいと思います。

補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序につきましても、議長が指名する順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、議長が指名する順序と決しました。

それでは、補充員を補充の順序に従って指名いたします。補充順位第1番、妹尾和正君、第2番、田尻耕三君、第3番、妹尾文雄君、第4番、中本敬治君、以上のおり指名いたします。

ただいま、指名いたしました4名の方々を、補充員の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方々が、矢掛町選挙管理委員の補充員に当選されました。

ただいまから、当選されました方々の名簿を事務局に配付させますので、暫時休憩いたします。休憩

〔当選者名簿配付〕

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 5 号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 6 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 8 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 9 号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 10 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 11 号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 12 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 13 号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 14 号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 15 号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について  
議案第 16 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について  
議案第 17 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第 18 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について  
議案第 19 号 町道の路線認定について  
議案第 20 号 平成 30 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について  
議案第 21 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 22 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 23 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 24 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 25 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 26 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

**○議長（高岡一万君）** 日程第 5、議案第 1 号から議案第 16 号までの、条例制定案件 16 件、過疎地域自立促進市町村計画案件 1 件、指定管理者案件 1 件、町道路線認定案件 1 件、補正予算案件 7 件の計 26 件を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第 1 号から議案第 26 号までの、26 議案について提案理由を御説明申し上げます。

はじめに、議案第 1 号から議案第 16 号までにつきましては、条例制定及び条例の一部改正に関するものでございますが、いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 1 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方公共団体がその施策の推進を図るために、職員を公益的法人等の業務に専ら従事させる場合、派遣先団体を条例に規定する必要があり、新たに岡山県農業共済組合及び一般財団法人矢

掛町観光交流推進機構を派遣先団体に追加するものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第2号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、働き方改革の一環としての民間労働法制の改正を踏まえ、国家公務員の超過勤務の上限を人事院規則で定めることになり、地方公務員もその措置等を講じる必要が生じたため、改正するものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第3号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、認定こども園開設に向けた、矢掛保育園調理室の改修工事期間中、矢掛保育園の給食を学校給食調理場で作る必要があります、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第4号、江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、江尻記念館の施設の一部を老朽化により解体し、条例に規定する施設の用途の見直しを行うことに伴いまして、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第5号、矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、キャンプ場利用者の増加に伴い、利用料の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第6号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、このたびの改正は、矢掛寮の収容人員の定員を40人から30人に変更するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第7号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、このたびの改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準省令の一部改正に伴い、条例の職員に関する規定の一部を改正し、放課後児童支援員の資格要件を拡大しようとするものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第8号、矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、現在建設中の住宅と、既存の住宅とを一体的に管理するため、住宅名称を新小林町営住宅とし、現在条例で規定されております、小林町営住宅を抹消するものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第9号、矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、東川面住宅分譲地の整備につきまして、分譲地内に公園施設を設置することといたしており、新たに名称及び所在地を規定するものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第10号から議案第13号までの、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について並びに矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、いずれの条例改正につきましても、本年10月1日から、

消費税及び地方消費税が現行の８パーセントから１０パーセントへ改正されることに伴い、それぞれの使用料等の金額を改正するものでございます。

詳細につきましては、たかつま荘事務長、病院事務長、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第１４号、矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、このたびの改正は、上水道布設工事監督者の資格基準について、技術士法に定める選択科目が変更されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第１５号、矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定についてでございますが、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の設立に伴い、法人の経営状況や事務の透明性を高め、健全な経営の促進に寄与することで、効果的で効率的に行政目標の達成を図るため、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第１６号、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定についてでございますが、文化財保護法の規定に基づき、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、保存のため必要な措置を定める必要があるため、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第１７号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を御説明申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法、第６条第７項の規定により、準用される同条第１項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものであります。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業については、その財源として、後年度に借入額の７割が交付税措置される、過疎対策事業債を、発行することができるものでございますが、このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第１８号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。これは、矢掛屋本館及び矢掛屋温浴別館の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、賑わいのまちやかげ宿創出施設であります、やかげ町家交流館、矢掛屋本館及び矢掛屋温浴別館の３施設の現在の指定管理者は、株式会社やかげ宿でございます。矢掛屋本館及び矢掛屋温浴別館につきましては、平成３１年４月１日から、指定管理者を株式会社矢掛屋に変更するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第１９号、町道の路線認定について提案理由を御説明申し上げます。これは、町道の認定にあたり、道路法第８条第２項の規定に基づきまして、この議会に提出し議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第20号から議案第26号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、議案第20号から議案第23号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第24号から議案第26号の矢掛町病院事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第20号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正予算につきましては、歳入、歳出ともに、豪雨災害関連予算を中心に、各事業の確定見込に伴います事業費の精算などを中心に計上いたしております。主な内容といたしましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正は、マイナス1億2,000万円で、補正後の予算総額は、105億200万円となります。主な内容といたしましては、総務費では、矢掛高校に対する被災者支援の追加分として、ふるさと納税による寄附金の募集や高校支援活動にあたっている認定NPO法人カタリバへの活動補助を、当該寄附金を原資として、計上いたしております。また、商工費では、10月に予定される消費増税に関連し、国が低所得者及び少子化、子どもさんですけれども対象に実施予定のプレミアム商品券の発行に関する予算を補正・当初予算、双方で計上するとともに、観光振興の一層の旗振り役として期待される、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の設立に必要な拠出金を計上いたしております。

更に、教育費では、危険ブロック塀の問題に関し、該当の小学校・幼稚園におけるネットフェンス化等に関する改修費用を計上しております。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を、17億9,600万円とするものでございます。内容といたしましては、歳出では、平成30年7月豪雨災害により、一部負担金減免を行ったことに伴う一般被保険者給付費の増額、退職被保険者の減に伴う退職被保険者給付費の減額でございます。

歳入では、災害減免に伴う国民健康保険税の減額及び一部負担金減免、保険税減免の補てんを災害臨時特例補助金と特別調整交付金で行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、19億6,300万円とするものでございます。主な内容といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の最終見込みに伴う補正と、豪雨災害に伴う補助金等の補正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号、平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、2億2,800万円とするものでございます。主な内容といたしましては、平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、保険料の減免を行ったことに伴い、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の減額と関連する保険料歳入の調整でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第24号、平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、内容といたしましては、収益的収支につきましては、収益は繰出金の増、費用は臨時医師増による給与費の増で、補正後予算額、収支差引600万円の黒字予算を調整させていただいております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第25号、平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支は、国庫補助事業の東川面浄水場更新事業及び老朽管更新事業につきまして、本年度事業費の確定に伴う事業費の減、それに伴います国庫補助金、企業債の減につきまして、計上させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第26号、平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支は災害復旧事業費の確定に伴う、工事費、委託料の減、それに伴います国庫補助金、企業債、損害共済金の減につきまして、計上させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第20号から議案第26号までの、各会計におきます補正予算、7議案につきましての提案理由を説明させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第1号、議案第2号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 〔議案第3号、議案第4号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 〔議案第5号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 〔議案第6号、議案第7号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 〔議案第8号、議案第9号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩します。休憩。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

**○議長（高岡一万君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）** 〔議案第10号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）〔議案第11号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 上下水道課長。  
○上下水道課長（平井勝志君）〔議案第12号，議案第13号，議案第14号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）〔議案第15号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 教育課長。  
○教育課長（松嶋良治君）〔議案第16号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）〔議案第17号，議案第18号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 建設課長。  
○建設課長（渡邊孝一君）〔議案第19号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）〔議案第20号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 総務企画課長代理。  
○総務企画課長代理（堀 賢一君）〔議案第20号事項別明細について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 町民課長。  
○町民課長（稲田由紀子君）〔議案第21号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。  
○保健福祉課長（小川公一君）〔議案第22号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 町民課長。  
○町民課長（稲田由紀子君）〔議案第23号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 病院事務長。  
○矢掛病院事務長（稲田欽也君）〔議案第24号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） 上下水道課長。  
○上下水道課長（平井勝志君）〔議案第25号，議案第26号について説明記載省略〕  
○議長（高岡一万君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を6日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を6日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでございました。

午前11時45分 散会

平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成31年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 矢掛病院管理者     | 名 部 誠     |
| 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 | 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 |
| 保健福祉課長    | 小 川 公 一 | 産 業 観 光 課 長 | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 | 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   |
| 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   | 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 議案第27号 平成31年度矢掛町一般会計予算について  
議案第28号 平成31年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第29号 平成31年度矢掛町介護保険特別会計予算について

- 議案第 30 号 平成 31 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 31 号 平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第 32 号 平成 31 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 33 号 平成 31 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 34 号 平成 31 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第 35 号 平成 31 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
議案第 36 号 平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 37 号 平成 31 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（高岡一万君）** おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第27号 平成31年度矢掛町一般会計予算について

議案第28号 平成31年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第29号 平成31年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第30号 平成31年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第31号 平成31年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第32号 平成31年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第33号 平成31年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第34号 平成31年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第35号 平成31年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第36号 平成31年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第37号 平成31年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（高岡一万君） 日程第1、議案第27号から議案第37号までの平成31年度各会計当初予算案件11件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野彦彦君） それでは、議案第27号から議案第37号の、平成31年度各会計の予算11議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

はじめに、議案第27号、平成31年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、平成31年度の予算編成につきまして、内容に入ります前に、国において、地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成されます地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模といたしましては、約89兆5,900億円で、前年度比3.1パーセントの増となっており、歳入面では、景気の回復等の影響により、地方交付税を1.1パーセントの増、地方税を1.9パーセントの増、地方譲与税を5.3パーセントの増として、一般財源総額では前年度を上回る、約62兆7,000億円を確保したものとしております。

さて、本町におけます新年度予算の内容でございますが、先の豪雨災害により得た教訓を生かすべく、今後の防災対策への取り組みを第1とし、引き続きの課題である、人口増に向けた取り組み、それを実現するための子育て支援の充実、賑わいのまちづくりを主要テーマとする中、引き続き、住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、平成31年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。

予算総額は、83億5,000万円で、昨年度が骨格予算であったため、対前年度比8.4パーセント、金額にして6億5,000万円の増となっております。

その中でも、第1として掲げました防災対策事業でございますが、先の豪雨災害で顕在化した、避難情報などの伝達・徹底の問題を克服するための、各戸への個別受信機配付を含めた防災避難情報配信システムの導入を中心に、町民との意見交換などを踏まえた地域防災計画の見直し、更なる浸水対策など、豪雨災害の復旧・被災者支援を含め、約3億8,000万円を計上いたしております。

また、ソフト事業としては、更なる観光推進の重要な一手である、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の運営支援、国の地方創生推進交付金を活用した最新鋭の映像技術による観光コンテンツ等の作成などを盛り込んでおります。

一方、ハード事業におきましては、矢掛保育園と町内4幼稚園の統合による認定こども園の施設整備をはじめ、新たな古民家宿泊施設の整備、公営住宅の建設、官民連携による市街地無電柱化の取り組み、都市再生整備計画事業による街路舗装の高質化などを計上しております。

以上、平成31年度の予算編成の概要を申し上げます。

詳細につきましては、総務企画課長、課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第28号、平成31年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ17億7,000万円を計上しており、前年度当初に比べまして1,000万円の減額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では、被保険者の減少を見込み、保険給付費を前年度比5,833万7,000円の減とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、前年度比4,431万4,000円の増としております。

また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。

また、法定内繰り入れて支払準備基金繰入金6,000万円を計上いたしており、これにより、保険税率は据え置きとしております。これにつきましては、審議会等も十分協議しながらの提案でございまして、この据え置きは健康づくり、これを前提にした据え置きでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第29号、平成31年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が2つございますが、まず保険事業勘定につきましては、予算総額が19億5,100万円で、前年度に比べまして、2,100万円の減額となっております。予算の92パーセントを占める保険給付費につきましては、平成30年度実績見込みに基づきまして計上いたしており、予算額での対前年度比較では、2,000万円の減額計上となっておりますが、平成30年度実績見込みと比較いたしますと、約1.6パーセントの伸びを見込んだ予算といたしております。

一方、サービス事業勘定につきましては、予算総額1,000万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上いたしております。

また、特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料及び国・県支払基金、町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第30号、平成31年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億3,300万円で、前年度比400万円の増額となっております。主な内容につきましては、歳出では、医療給付を行うための後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で501万9,000円の増額とし、歳入の後期高齢者医療保険料についても、前年度比1,530万円の増額といたしております。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第31号、平成31年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、平成31年度の収益的収入・支出ともに総額を17億2,900万円としており、収支均衡予算で調整をいたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入は企業債、補助金など、支出はCT等医療機器の購入経費などを計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第32号、平成31年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、平成31年度予算につきましては、収益的収入及び支出では、利用者数を年間2万3,540人とし、収入・支出ともに2億9,700万円の収支均衡予算で調整をいたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を5,060万円で、支出を7,260万円で調整をいたしております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第33号、平成31年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、平成31年度予算は、冒頭にも申し上げました、東川面浄水場更新事業の予算を計上いたしております。工事期間を平成31年度から4年間の予定で計画しており、総工事費といたしましては、11億8,750万円で調整し、継続費としており、平成31年度で1億6,150万円の予算計上をいたしております。矢掛町上水道の基幹施設である、東川面浄水場の更新を行い、将来にわたる信頼性の高い強靱な水道を次世代に引き継ぐために必要な投資との観点で、実施するものでございます。

さて、本年度の収益的収支では、収入は、前年度比1.8パーセントの増の3億1,900万円で、主なものといたしましては、水道料金、受取利息及び長期前受金戻入でございます。支出につきましては、前年度比2.1パーセントの減の3億600万円で、施設の維持管理費、配水管等の修繕費及び減価償却費等でございます。

次に、資本的収支では、収入は、前年度比61.2パーセントの増の3億7,400万円で、主なものといたしましては、工事負担金、企業債借入金、補助金でございます。支出につきましては、東川面浄水場更新事業費を計上しており、建設改良費の増加により、前年度比35.8パーセントの増の、4億8,000万円で、主なものといたしましては、浄水場更新事業、老朽管更新工事でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第34号、平成31年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、平成31年度予算につきましては、前年度の決算見込み、経営状況、平成31年度事業計画及び他の事業の関連など、総合的に検討して、予算編成をいたしております。収益的収支では、収入は、前年度比2.5パーセントの減の、7億6,500万円で、主なものといたしましては、下水道料金、他会計負担金及び長期前受金戻入でございます。支出につきましては、前年度比1.5パーセントの減の、7億6,500万円で、主なものといたしましては、処理場費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

次に、資本的収支では、収入は５億 2,500 万円で、主なものといたしましては、企業債、出資金及び補助金でございます。支出につきましては、８億 3,000 万円で、主なものといたしましては、企業債償還金及び管渠建設費でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 35 号、平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、平成 31 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 240 万円で、前年度と比べまして、一般会計への繰出金がなくなったことから、540 万円の減額予算となっております。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 36 号、平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、290 万円で事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 37 号、平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区の予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第 27 号から議案第 37 号までの提案理由でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第 27 号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（堀 賢一君） 〔議案第 27 号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第 28 号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。ここで 15 分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、10 時 45 分まで休憩します。休憩。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第 29 号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第 30 号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 矢掛病院管理者。

○矢掛病院管理者（名部 誠君） それでは、議案第 31 号の平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算説明の前に、少し時間をいただきまして、31 年度の病院運営方針につきまして延べさせていただきたいと思っております。矢掛病院はこの地域の住民の方にとって身近な公立病院として、また、地域の中核病院と

して、更に、町内唯一の救急病院として大きな役割を担っています。矢掛病院は矢掛町の町民の方が住み慣れたまちで、生涯を安心して暮らしていくために、町内の診療所との連携や、看護、介護、行政の担当者の方々との連携をより密に行なって矢掛町での、地域包括ケアシステムのまとめ役としての、その役割を担っていく所存です。

そのため、31年度も継続してオープンクリニックの運営、地域医療介護連携フォーラム、地域包括ケア懇談会を、定期的開催を行います。病院の機能の維持のためには医師、医療スタッフなどの人材確保が大きな課題であります。最近、多くの初期研修医が、地域医療研修の研究先として、当院を希望してくれるようになりました。今後は、医師のみならず、看護師、薬剤師、理学療法士などの医療スタッフの研修も積極的に受け入れて、将来の地域医療を支える人材育成も行っていきたいと思っています。更に、診療の面では高齢化した社会の要望に応えられるよう平成31年4月から、認知症やうつ病の治療ができるように精神科を開設し、週1日の診療を行います。

また、泌尿器科医師の継続的な支援が確定したため、泌尿器科への開設し、週1回の診療であります。高齢者に多い前立腺がんの早期発見、前立腺肥大、排尿障害などにも対応していきます。

設備面におきましては、31年度に高額医療機器であるCT装置の更新を計画しており、より質の高い医療の提供に尽力する所存であります。

以上で平成31年度の運営方針を説明させていただきました。なお、予算の詳しい内容につきましては、事務長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第31号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第32号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第33号、議案第34号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第35号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第36号、議案第37号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を明日の午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでございました。

午前11時40分 散会

平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成31年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午後 0時26分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	堀 賢 一
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 9番, 6番, 5番, 1番, 8番, 4番, 11番, 3番

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（高岡一万君）** 改めまして、皆さんにおはようございます。昨日の会議に引き続き御苦労さまでございます。今日は、これまでに無いような9名の方が一般質問という予定になっております。それにしがいて、傍聴の方も非常に多くの方が参加をさせていただいております、大変ありがとうございます。緊張感を持って進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本日から22日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので御報告いたします。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番、9番、6番、5番、1番、8番、4番、11番、3番

○議長（高岡一万君） 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は9名の方々であります。質問の順序は通告順といたします。

まず、7番、花川大志君をお願いします。7番、花川君。

○7番（花川大志君） 議席7番、花川でございます。通告にしがいて移住定住促進施策から発生する地域づくりを担う人材育成への町としての取り組みについて質問を始めさせていただきます。本質問の核心に触れる前に、まず本町の人口動態の現状を共有認識として確認しておきたいと思います。平成27年10月に本町が策定した矢掛町人口ビジョンを紐解きますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに、矢掛町が作成した我が町の将来推計人口は、2020年、間もなく元号が変わりますけれども、とりあえず平成32年といたしますが、この時の矢掛町の総人口は13,651人としています。注目すべきは同推計では2015年、これは平成27年ですけれども、この4年前の人口を14,406人としていたことでございます。本年、平成31年1月31日現在の本町の人口は14,280人としっかり14,000人台を維持しており、この推計は嬉しいことに見事大外れでございます、間違いなく1年後、2020年時の推計人口13,651人を実測数で上回るものと推察するわけでございます。近隣市町においては、著しい人口減少が懸念されるなか、我が町矢掛は一郡一町であっても、町の勢力を比較的維持できていると感じるわけでございます。

その平成27年と申しますと、観光振興、賑わい創出3施設がグランドオープンし、山野町長は高らかに観光元年を宣言された年であります。以後4年間、定住人口については、自然減はいたし方ないにしても、減少予測数を上回る人口が維持されていることは、この賑わい創出を基幹とするまちづくりの行政施策が確実に移住、定住を後押ししているものと私は考えております。いつも申し上げますがこれは町内外から高い評価を得ているわけでございます。そのまちづくり行政施策の一つが、まさにこの平成27年度からスタートいたしました地域おこし協力隊の委嘱事業でございました。地域おこし協力隊については、過去にこの一般質問の場で議論を交えたことがあり、認知度も高まってきた現在、詳細は省きますが、端的に言いますと都市部から生活拠点を矢掛町に移し、町の活性化に取り組んでいただける方を自治体が委嘱し任用する制度のことでございます。

また、人口減少、高齢化が進む地方、特に過疎地にとって隊員の任用は新たな担い手として、移住・定住の推進策の一つという側面もあるわけでございます。前段、観光振興を基幹とする賑わい創出が、

人口減少の歯止めにならず寄与していると所感を述べましたが、そのさまざまな賑わい創出施策や事業に携わって来られたこの地域おこし協力隊は、文字通り地域づくりの担い手として現在6名の方が、日々、町内で諸業務に従事しておられます。隊員そのものが流入人口であり、なおかつ町内の農業、商業など地域おこしに取り組み、自身の人生設計と共に町の活性化に地道に貢献している人材、それが地域おこし協力隊であると私は認識しております。

そういった状況の中、大変残念ですが、活動項目の中で観光振興を主軸におかれている隊員2名が、今年度末をもって退任されます。矢掛町版DMOが間もなく設立というこのタイミングにおいて人的財産の流出との感がぬぐえません。また、他の隊員の動揺、連鎖もあるのではないかと懸念しております。将来的な産業、観光振興に必要不可欠と思われるソフト展開を担保する人材として、地域おこし協力隊の存在は今後ますます重要になると思われますが、任用期限は最長3年間ある中で、お辞めになる2名の隊員はそれぞれ2年目、1年目の任期で退任されるわけでございます。観光立町をうたった町のこの現状は、観光振興に賛同し、些少なりともお手伝いをさせていただいた私自身、彼らに対してもう少し違った接し方をするべきであったと、今に至って自問自答し反省するところでございます。

ちょうど2年前の定例会、一般質問の折に、矢掛町を任用地として選んでくださった方々に、面接時におけるこの町で取り組みたいこと、身に付けたい技量・技術、そして、最長で3年の任用期間を経た後、矢掛町への定住継続や起業、これは生業を起こす、事業を起こすという意味での起業でございますけれども、人生設計の聞き取りをしっかりと行っていただき、それに準じた配置先、業務実習など適正なカリキュラムを組んでいただきたいとの提案を行いました。現状はどうなのでしょう。退任される2名の方々と回数による聞き取りの中で、さまざまな問題点が浮き彫りになりましたが、これは個人個人の主観なので何とも申し上げることができません。

しかし、共通していたのは地域及び地域住民との密接な関係性の構築の難しさとのことでした。このあたりに移住の難しさがあるのかもしれませんが、集約すると配置先での活動業務を通じて、地域おこし協力隊なるものの存在、また、周知の在り方が、町民皆さん方へ徹底されていなかったのではないかと推察するわけでございます。つまり、町民であるのにもかかわらず隊員としての立ち位置が明確でなかったということです。そこでまず観光振興に従事した隊員の任用に際しての聴聞に準じたそれぞれの配置業務の現状とそれに対する行政としてのサポートについて、任用と運用それぞれ所管の総務企画課長さん、産業観光課長さんに御答弁をお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） それでは、7番議員、花川議員さんの移住定住施策から発生する地域づくりを担う人材育成への町の取り組みについての御質問にお答えをさせていただきます。

矢掛町では、国が地方創生の施策として推進している地域おこし協力隊の制度を積極的に活用し、平成27年度より隊員を任用いたしております。隊員の任用期間は1年単位で、最長3年間任用し、国の制度要件に当てはまる隊員については、報酬及び活動費は特別交付税の対象となります。矢掛町の任命実績は、平成27年度2名、平成28年度1名、平成29年度3名、平成30年度3名を任用し、現在は6名が活動いたしております。御質問の、地域おこし協力隊員へのサポートの状況でございますが、隊員は、それぞれの人生の中で大きな決断をして移住して、地域おこし活動における個々の目標をもって活動し、その目標を実現するために人脈を広げたり、事業の仕組みづくりをしながら、地域の活性化に寄与しております。隊員個人の活動目標と、矢掛町内でその活動を行う上での情報提供やアドバイス、

活動する地域団体や住民とのマッチング、他市町村の協力隊員との交流促進、必要資機材の調達などの隊員としての活動のために必要な情報提供やサポートをそれぞれの活動分野に応じて、また、住宅費の支援など生活面でのサポートもいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 7番、花川議員さんの御質問、地域おこし協力隊の配置業務等に対する担当課としてのサポートの現状について、産業観光課からお答えします。

地域おこし協力隊員は、積極的かつ、独創的な活動を展開していただいております。その活動を実施するにあたり、隊員と役場の担当職員が随時、協議を行い、また、現地での話し合い、地元関係者との調整も行い、また、毎月の定例報告会で確認、意見交換を行うことで、いわゆる伴走タイプの活動支援をしてまいりました。

特に、今年1月に岡山県と鳥取県のアンテナショップ、とっとり・おかやま新橋館において、第3回矢掛町ブランド・移住定住・観光フェアにおきましては、企画段階から地域おこし協力隊員の新たな提案を取り入れ、何回も打合せ、協議を行い、その後、反省会を開催し検証をしているところでございます。今回の実施にあたり、隊員の提案を最大限生かし、具現化いたしました。司会を務めた隊員も大名行列のやっこの衣装を着用し、また、滞在時間を長くするために、やかっぱーのぬいぐるみを使った投扇興を実施するなど、隊員の独創的な発想により、矢掛町らしい演出と首都圏からの情報発信ができたものと考えております。

また、それぞれの隊員が各種事業の企画、事業への積極的な参加の促進と新聞、テレビ、雑誌等への露出も増やすように、マスコミへの情報提供もして、後方支援もしてまいりました。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 花川君。

○7番（花川大志君） それぞれのお立場からの御答弁ありがとうございました。また、隊員たちの活動実態を詳らかに御紹介いただき、町民の方々に地域おこし協力隊がどういった活動に従事し、どんな取り組みをしているかがお分かりいただけたと思います。特に、隊員の自主性に任せた東京での全国的なイベント運営や、他の自治体の隊員間での情報交換や、交流促進などさまざまなサポートを行ってこられた現状は理解できました。それぞれ担当課として適正なサポートを行ってこられた訳ですが、しかし2名の隊員は許された任用期限をそれぞれ1年、2年と残して退任していくわけでございます。

私は常々、地域おこし協力隊はふるさと定住施策のモデルケースになると捉えておりました。前段申し上げましたとおり、彼らは志を持って国内に数ある自治体の中から矢掛町を選んで移住し、町おこしに携わり、並行して自分のやりたいこと、つまり、夢を実現するために人生をかけて活動に取り組むわけでございます。その彼らが、町内で何らかの形で仕事と暮らし両方でしっかりとした活動基盤を築き、この町で生活できることを証明してくだされば、矢掛で生まれ、矢掛で育った若い世代にこの先ずっと祖父母、親と同じ土地、つまり、矢掛の町で暮らしていくのも一つの人生の在り方と考えてくださるのではないかと期待してきたわけでございます。その生活基盤の源となるものが、観光振興・農業振興であり、総じて賑わい創出であると私は捉えております。事実、冒頭申し上げました人口動態、特に観光元年宣言以降の町の実態は町中に賑わいが醸成されたことと決して無関係ではないと私は考えています。

そして、その行政施策及び民間事業所での観光振興業務の推進に従事して下さったのが、この地域おこし協力隊員でありました。つまり、矢掛町民そのものと置き換えられるわけでございます。繰り返しますが、理由の如何を問わず、この観光振興に関する現役隊員2名が退任するということは、この町で

生まれ育った若者が町を出ていくことと同じであり、今後のいわゆる賑わい創出・人口流出の歯止めに大いに懸念を残すわけでございます。また、定住施策の観点からは、能動的に移住してきた人さえ、この町での定住が駄目ならば、どうやって矢掛町に生まれ育った若い世代の定住が成し得るのでしょうか。

そこで、再質問として伺いいたします。貴重な人材の確保と賑わい創出に有益な委嘱事業の運営とに鑑みた一連の地域おこし協力隊員の活動の足跡は、どのように検証され、新規の隊員採用や運用に際して、どのように反映されていくのか。再度、総務企画課長さん、産業観光課長さん、それぞれに御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） それでは、再質問でございますが、活動の足跡の検証と今後への反映ということでございます。任期を終え、退任した隊員の活動検証ということでございますが、退任する前から、毎月のミーティングの中で活動実績や活動計画について意見交換を行いながら、その都度、事業の効果や今後の見通しについて検証をいたしておるところでございます。募集時に想定した隊員の活動イメージと実際の活動が一致しない、思うような成果が上がってこないということも想定されます。そうした場合、隊員の活動を単純に当初の想定通りに修正することがないように、それぞれの隊員が目指す活動の実績や成果、活動の進捗状況の把握に努める中で、隊員が地域おこし活動しやすい環境づくりや方向性を見直し、制度の見直しを行い、より成果が上がるようバックアップし、次のステップへ移行できるようにサポートしておるところでございます。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 7番、花川議員さんの再質問、活動の足跡の検証及び今後への反映について、産業観光課からお答えします。観光分野におきましては、やかげ町家交流館におけるさまざまな活動をはじめ、おかやま元気！集落はなしの里の活動支援、備中本陣太鼓の活動の促進とメンバー募集により倍増させたという功績も大きく、また、各種会議における参加等、多方面においての活躍があり、地域の活性化はもとより、新聞、マスコミ等の報道にも取り上げられ、町内外への情報発信による矢掛町のPRにも大きくつながったものと考えております。なお、今年度までの地域おこし協力隊の活動の実績により培ってこられたもの、特にソフト部分でのノウハウを活かしながら、今後の地域おこし協力隊の活動に活かしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 花川君。

○7番（花川大志君） 御答弁ありがとうございました。活動環境の整備や具体的な公共施設の運営、また、新たな活躍場所の提供など、検証に基づく今後の展開への御見解をお聞きし、少し安心しました。決して微に入り細に入り手厚くということではなく、隊員にはどうか有益な制度活用を提供していただければと思います。それが必ず矢掛町民の利益になると私は考えています。時に厳格に、時に自由度のあるインターンシップ制を敷くことも必要かと思っておりますので、国の制度を利用しつつ我が町の振興に資する御差配を切にお願いしたいと思っております。これから町は道の駅、中心商店街無電柱化、重伝建と交流人口、集客施策の核となる事業を進めていかれます。

自ずと適材適所の人材、マンパワーが必要となります。もちろん最優先されるべきは、町民皆さんの協力・参加ですが、専門的、専属的な人材確保が望まれるわけでございます。これを担保するには、地域おこし協力隊の委嘱、任用が最も近道だと私は考えております。そこで矢掛町のさまざまな振興企画

と連動する今後の隊員採用計画の概要について、この際、再々質問として担当課としての御見解をあらためてお聞きしたいと思いますので総務企画課長さんに御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 御質問、振興企画と連動する隊員採用概要ということでございます。今後の募集計画でございますが、地域振興分野、観光振興分野、農業振興分野、教育支援分野などの人口減少の時代において課題となっているものについて、大きな柱として募集をさせていただきたいと思っております。そうした課題に対して、隊員が取り組みながら、かつ自立できる仕組みを模索している現状がございます。

町といたしましても、引き続き地域振興分野や観光振興分野などでの活躍を期待して、町外から矢掛において地域おこし活動に取り組もうとする意欲ある人材を、積極的に任命していきたいというふうに考えております。

議員さん御指摘の、隊員の事例をモデルケースとして定住・就労への反映が必要との御指摘がございます。都市部から地域に入る隊員は、任期中の活動で地域活性化に資するほか、活動終了後に地域に定住を図ることは、担い手不足や地域コミュニティ機能の低下が危惧される地方の維持・活性化への効果も期待できます。特に、地域密着型の経営の小規模企業の事業継続が厳しくなり、廃業の懸念も増加しているなか、隊員が活動終了後に新たに起業することは、地域の商工業、農業など、地域経済の活力の維持に重要と考えております。隊員には新しい感性や刺激を地域に持ち込み、新たな魅力や新たな仕事を創り出していくことを期待しております。矢掛で暮らす人には気づかない、そして地域の外から見た矢掛町の魅力の再発見に気づきを与えてもらい、そうした埋もれた資源の活用にも力を発揮していただき、現在、矢掛で暮らす人にも浸透し新たな取り組みへの足掛かりになり、更には矢掛町出身の若者の帰郷やＩＪＵターンへの呼び水としての効果にもつながって行くことを期待をしています。隊員の活動を通じ、地域づくり活動に新たな風を送り込み、新たな気づきを与え、地域活性に成果を上げている事例もございます。継続して活動していただきたいところでございますが、地域おこし協力隊員はそれぞれに目指す目標を持っております。矢掛での活動を活かして、矢掛町では実現できない自己の目標実現のため、隊員を辞め、次へのステップへ移行する方もありますが、こうした人材が矢掛町内での自分の目標を達成できるよう、先ほど申し上げましたようなサポート体制を充実させながら、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 花川君。

○７番（花川大志君） 御答弁ありがとうございました。地域おこし活動に意欲のある人材を積極的に任命するとのことでした。基本的に全国からこの事業に申し込まれる方は、一般の方々と違い男女年齢を問わず、大変、意欲旺盛な方々ばかりと承知しておりますので、課長さんも面接等々気が抜けないこととお察し申し上げます。つまり任用する側と申し込む側とに、面接等々において地域おこしへの思いについては温度差がないようにしていただきたいということでございます。任用期間終了後の起業についても、３年後の結果としてそういう形で引き続き矢掛に定住し、矢掛町民の一人として根を張っていただけるよう、我々矢掛の行政、町民の側にとっても、隊員お一人おひとりに対して３年間の任用責任期間があると認識して、向かい合う地域おこしのカリキュラムの構築をお願いしたい、このように私は考えております。移住・定住施策の成否の鍵は、有為な人材の育成にあるとお互い確認できました。

また、観光地経営を目的とする矢掛版DMOも、今定例会で予算措置が上程されております。地域おこし協力隊のみならず、官民協働、町全体で協力し町を盛り上げていく。これを進めていただくことを切にお願いし、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 次に9番、土田正雄君お願いします。9番、土田君。

○9番（土田正雄君） 議席9番の土田でございます。1点目は、文化スポーツ活動の促進についてお尋ねをいたします。矢掛町総合運動公園が完成して数年が経過し、多目的グラウンドなどでは多くの大会が開催されており、町外から多くの方が訪れております。また、市街地の観光客も増加し、賑わいも出てきており、今後スポーツ大会等を利用した交流人口が増えることで、更なる地域の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、町内のスポーツ施設や宿泊施設を利用し、町外からの大会・合宿の参加者が町内の宿泊施設等を利用した場合、その団体に対しての補助を行ってはどうでしょうか。担当課のお考えをお尋ねいたします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 9番、土田議員さんからの、文化・スポーツ活動の推進について、スポーツ大会・合宿誘致についてでございますけれども、この質問に関してお答えをいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、総合運動公園は、非常に多くの方に御利用いただいております。遊のおかや、芝すべりを除いたスポーツ施設だけでも、平成29年度の実績で言いますと、野球場が107件、多目的グラウンドが280件、テニス・フットサルコートは1,058件で、町外からも多くの方にお越しいただいております。

そこで、スポーツ大会・合宿誘致という御提案ですが、先ほど紹介いたしましたように、休日を中心に利用希望が非常に多く、これ以上の集客を図ろうとすれば、一般利用者の利用を一部制限することもあり必要となります。また、合宿等をするための大人数の食事・宿泊場所の提供ができる施設の数に限られていることも事実であります。

また、スポーツ関係の利用者への補助ということであれば、一般観光客との公平性という点に問題が残るのではないかと思います。しかし、公園の来場者と市街地をつなぐアイデアが必要であることも事実です。本陣マラソン全国大会の上位に入賞された参加者への賞品のひとつに、昨年度から、矢掛屋温泉施設の入浴券を加えており、商店街へ誘導するきっかけの一つにしております。

また、商店街のお店に実際に来ていただいて、賞品を受け取っていただく引換券の活用も行っております。これらの数は、公園への来場者総数からすれば、まだ極々わずかな割合の人数で、まだ効果は大きいとは言えませんが、こういったことも少しずつ取り組んでいけたらと考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高岡一万君） 土田君。

○9番（土田正雄君） 答弁ありがとうございました。運動公園に対し、マラソンなどにより非常に多くの方が年々来られておりまして、非常に喜ばしいことだと思っております。人が商店街にも流れていき、運動公園の利用者が増えることによって、賑わいがでてくるのではないかと思います。いずれにしてもさまざまな方法を試みるにより、更なる賑わいが生まれてくるのではないかと思います。町内のさまざまな場所で取り組むことが大事と思い、更なる展開を求めまして1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問を行わせていただきます。2点目は、消防水利についてお尋ねをいたします。消

消防水利については消防法で、消防水利の種類や必要能力などが定められています。また、消防水利施設の配置も、防火対象物から消防水利までの距離も消防法で 120 メートル以内と定められております。町内にも多くの消火栓や防火水槽などがあり、河川などを利用した消防水利も多くあります。

しかし、昨年の豪雨などによる土砂の堆積などにより、水源の機能が失われては、消火活動に支障を来します。消火栓の管理につきましては、水道事業管理者が行いますが、防火水槽については、地元の消防団や自治会が管理しているのではないのでしょうか。危険防止のために防火水槽の周りにフェンスなどを設置されておりますが、老朽化などによる危険な状態の箇所も見受けられます。

そこで2点についてお尋ねをいたします。まず1点目は、町内にある消防水利の施設台帳があるのかどうか、また、消防水利の種類、箇所数についてお尋ねをします。2点目は消火栓以外の消防水利の管理は誰が行っているのか。以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 9 番、土田議員さんの消防水利についての御質問に、お答えをさせていただきます。

消防水利は、火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠なものでございます。その設置基準などにつきましては、消防法に基づき消防水利の基準に定めてあるところでございます。この基準に例示されている消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利があります。御質問の、水利台帳の整備状況並びに水利の種類、箇所数でございます。

まず、消火栓ですが、地図上に設置位置を落とし込み、台帳管理をいたしております。消火栓は町が設置いたしておりますが、これは、町の基準ですけれども、矢掛市街地では住宅が建つ地域から半径 50 メートル以内に 1 基、また、その他の地域では半径 100 メートル以内に 1 基の設置を基本に整備を進めております。全体で 630 基を設置いたしております。

次に、消防水利として活用可能な防火水槽、また、池等の自然水利については、消防団の御協力をいただきながら、消防水利の現況の把握を行い、消火活動、防災等に生かせるよう台帳を整備しております。防火水槽につきましては、公設で整備したものと、私設で防火水槽として自治会等の地域が設置したもの、民間施設・工場等が設置したものなどがあります。形態はさまざまでございます。公設の防火水槽は 50 基で、私設の防火水槽は 19 基ということでございます。その他の水利といたしまして、井戸が 18 基、河川、溝、プール、濠、池等が 72 か所で、消防水利の現況として、合わせまして 789 の消防水利となっております。

次に、消火栓以外の消防水利の管理者の御質問です。防火水槽については、公設の防火水槽については、地元消防団に維持管理をしていただいております、自治会等の私設の防火水槽は、自治会等の地元や地元消防団が、管理をしていただいているという状況でございます。

また、河川、溝等の自然水利については、地元消防団等が取水部分の草取り等を行って、緊急時に使用可能な状態に維持管理していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 土田君。

○9 番（土田正雄君） 答弁ありがとうございます。町内には 789 か所という非常に多くの消防水利があるということですが、また、台帳で管理しているという回答がありました。消防水利の多くは道路沿いにあり、フェンスなどで囲まれた消防水利や、また、自然の河川を利用した水利などさまざまな水利があります。土砂などが堆積しておれば、水量が減り、また、ヘドロなどを吸い上げると消防ポンプ

が破損する恐れがあります。

そこで再質問として、多くの消防水利の中で危険な消防水利や豪雨などで機能を失っている水利があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 再質問にお答えします。先ほど申し上げましたように、消防水利の維持管理につきましては、地元消防団に維持管理をしていただいておりますが、現時点、消防団から御指摘のような危険な消防水利、機能を失っているような水利の報告は受けておりません。御指摘のような水利があれば、それぞれの水利の種類、場所等の諸条件を勘案しながら対応を検討していくこととなるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（高岡一万君） 土田君。

○9番（土田正雄君） 再質問に対する回答ありがとうございました。先ほど申しましたように、河川を利用した水利につきましては、豪雨などにより土砂が流出し機能が失われたり、また、道路沿いの防火水槽のフェンスが古くなりますと、子どもたちにとって危険な環境にもなります。これらについて現時点での報告はないということですが、今後こういった報告がありましたら、早急に対応していただくことを求めます。

また、最初の回答で市街地では50メートル以内、その他では100メートル以内という町独自の施策で、消防法より更なる近い範囲に設置されている消火栓であります。町内630基ありますが、まだまだ100パーセントではないと思いますので、100パーセントの整備を求めていると思います。

以上で、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 次に、6番、山部多喜夫君お願いします。6番、山部君。

○6番（山部多喜夫君） 議席6番、山部でございます。

それでは、通告にしたがいまして、2点質問させていただきます。まず、1点目として、学力及び体力向上の取り組みについての質問です。昨年4月に実施された全国学力・学習状況調査結果、岡山県は小学6年生は31位、中学3年生は40位の結果が出ています。しかし、矢掛町内小学6年生は、平成29年、30年と2年連続で県内で第1位。中学3年生は2年連続でベスト10に入っています。そして、全国体力テストでも、小学5年生男子が県内で第1位、女子も5位との素晴らしい結果が出ています。

この全国的な、調査の目的は何か。また、町内の子どもが、学力・体力とも好成績につながった取り組みなどについて担当課長の答弁をお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課（松嶋良治君） 6番、山部議員さんからの、学力・体力向上の取り組みについての質問に関しまして、お答えをいたします。

まず、全国調査の目的についてですが、文部科学省のホームページから引用させていただいてお答えに代えさせていただきます。

全国的な児童生徒の学力・体力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。更に、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。以上が、この調査の目的でございます。計画・実行・評価・改善、まさにPDCAサイクルの確立であると言えます。

続いて、学力・体力とも好成績につながった取り組みについてでございます。一例を申しますと、落ち着いた環境で、自主的・協働的に学習するための取り組みとして、矢掛町保・幼・小・中学校生活・学習規律等一貫プランを推進しております。これは、平成26年度に作成したもので、これにより、子どもの生活リズム・学習習慣の定着を継続的に図っております。

また、家庭学習の手引きを学校ごとに作成し家庭に配付することで、家庭での学習に、親子共々、取り組んでいく手助けをしたり、自学自習力育成支援システムというパソコンソフトを学校での活用により、基礎学力の定着を図っております。

更に、小学校では、合同授業を年、数回実施することにより、他校児童との交わりの中で、通常授業とは違う刺激を受け切磋琢磨をしているところでございます。

更に、学校と家庭、地域が連携した取り組みとして、年3回、家庭学習強化期間を設け、家庭ごとに目標を設定し、家庭学習を習慣づける取り組み、また、長期休業中や土曜日等を実施する公民館学習会、更に、塾に通っていない小中学生を対象とした大学生を講師とする月曜日学習会、地域の方に学習支援ボランティアとして学校に入っていただく朝学習のお手伝い等も、基礎学習の底上げには大きく貢献しているところでございます。

学力向上には、当然のことながら、教員の努力も必要で、合同学年部会、学力向上検討委員会等で、情報交換を行い指導力の向上に努めているところでございます。

体力向上には、体育の授業での工夫はもちろんのこと、休み時間での外遊びの励行や、年間を通じての意図的・計画的な活動が実を結んでいるものと思われまます。

いずれにいたしましても、学力向上・体力向上に即効薬はありません。今後も、これまでの経験をもとに、日頃から、学校・家庭・地域がスクラムを組んで、地道にさまざまな取り組みを続けていきたいと考えております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（高岡一万君） 山部君。

○6番（山部多喜夫君） 御答弁ありがとうございました。目的については、PDCAサイクルをまわし、継続的な検証改善サイクルの確立。そして、学力向上についての取り組みを、詳しく説明いただきました。

この中に地域ボランティア貢献の話がありました。私は、数年前三谷小学校のコーディネーターを務めました。ここで特に印象に残った事があります。1つは、先生からの要請で、1年生は足し算・引き算、2年生は九九の聞き取りを数回行いました。その結果、家で家族に聞き手になってもらうようになった事です。

2つ目は、夏休み全学年対象で、国語・算数テストの採点。矢掛高校からも大勢の生徒さんの協力があり、暑い時ではありましたが、充実した学習時間が過ごせた事です。その後、全教室にエアコンが設置され夏休みが短縮されたこともあって、夏休み学習がなくなり、ボランティアの方から1日でもよいので子ども達と勉強したいとの要望があり、校長先生にお願いし実施した経緯があります。“鉄は熱いうちに打て”と言われていますが、勉強もスポーツも同じで、幼い頃からやる気を出させ、地域と共に育っていけば、学力・体力の向上につながってくると感じました。

終わりにになりましたが、今後の取り組み、課題及び所見を教育長にお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 6番，山部議員さんの御質問に教育長として，お答えをさせていただきます。

ただいま，矢掛町の子どもたちが学力・体力面において，素晴らしい結果を出している要因につきましては，課長が申し上げましたとおりでございます。

教育長としての，私なりの考えを思いつくままに，申し上げさせていただきますが，まず第一に言えますことは，各学校の先生方の頑張りとお申ししましょうか，校長先生方を中心として，目の前にいる子どもたちにしっかりと学力・体力をつけなければならないとの強い思いと，そのための日々の小さな実績の積み重ねだと思います。もちろん，子ども達の頑張り，一人ひとりの頑張りを決して忘れてはなりません。

私は，常々先生方に，学力面で低位にいる子どもたちにはしっかりと基礎的学力を，そして，学力的に高い子どもには，より応用的に一段高い学力をつけてほしいと，願いをしておるところでございます。

そして，2つ目にはですね，先ほども議員さんもお話しされておられましたけれども，地域の方々による学校支援ボランティアとお申ししましょうか，地域の方々によります学校への積極的な御支援をいただいていることだと思います。学校と地域とがしっかりと連携して，子どもたちを育てていることが挙げられます。このことは，他市町村に自慢できる矢掛町の大きな特色の一つだと私は考えております。

3つ目には，町当局の御理解の下，学校アドバイザーをはじめ，多くの教育支援員の採用など，人的面での手厚い支援が挙げられます。

ここでは，3つのことだけ申し上げましたけれども，とにかく落ち着いた学習環境のもとで，一人ひとりの子どもが思う存分，自分の能力を発揮できる環境を今後も一層整え，子どもたち一人ひとりの確かな学力・体力を家庭・地域・学校，そして，教育委員会とがしっかりと連携して，取り組んでまいりたいと思っております。

ただ，中学生の家庭学習，平日における家庭学習の時間が少ないなどの課題もございますので，このあたりも学校としっかりと連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。体力面におきましても，学校はもちろんスポーツ少年団の活動，中学校部活動など多くの方々の御支援のもと，しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。まさに，こうした取り組みがチーム矢掛としての取り組みと私は考えておまして，関係者の皆様にこの場を借りて心からお礼を申し上げたいと思っております。と同時にこれからも共にしっかりとですね連携しながら，知・徳・体のバランスのとれた子ども達をしっかりと育てまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高岡一万君） 山部君。

○6番（山部多喜夫君） 御答弁ありがとうございました。今後とも，元気なたくましい子が育つよう，よろしくお願いいたします。

次に，2点目として，ブロック塀及び通学路の安全対策についての質問です。

昨年6月大阪府北部地震で，ブロック塀が倒れ，女兒が犠牲になる事故が発生しました。矢掛町内の学校は，即，緊急点検されていますが，その後の専門家による調査結果と対策状況はどうか。

また，通学路の危険箇所の洗い出しと，対策状況はどうなっているでしょうか。担当課長の答弁をお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課（松嶋良治君） 山部議員さんからの，2つ目の質問，ブロック塀及び通学路の安全対策につ

いての質問に関しましてお答えをいたします。

まず、ブロック塀についてでございます。昨年6月の事故の情報を受け、直ちに、教育委員会職員が、町内小中学校・幼稚園へ赴き、倒壊の怖れのあるぐらつきや大きなひび割れがないことを目視で確認いたしました。

次に、建築基準法施行令に定められた規定に適合しないと思われるブロック塀の有無について確認したところ、学校敷地の境界やプール周辺など、美川小学校を除く6小学校と美川幼稚園で存在することを確認いたしました。

そこで、有資格者による専門的な調査を行い、規定に適合する構造物の設置が必要と考え、建築士へ点検・調査を委託し、ブロック塀の形式や内部の鉄筋や基礎の状況など細部にわたり確認いたしました。

今後については、調査報告書の結果を踏まえ、該当ブロック塀全てについて、箇所ごとの状態に応じて、ブロック塀の補強やフェンス等への更新をしていく必要があります。国が創設した臨時特例交付金や地方債を活用し、ブロック塀等安全対策事業として平成31年度上半期中を目途に改修を考えているところであります。

続いて、通学路の安全対策についてでございます。平成27年1月に通学路の安全確保に関する取り組みの方針を定めた、矢掛町通学路交通安全プログラムに則り、通学路における児童の交通事故を未然に防ぐため、学校及び地域から寄せられる情報を基に、教育委員会、学校、町民課、建設課、井原警察署、岡山県といった関係機関が連携し通学路の安全点検を実施し、特に必要な個所については早急な対応をしているところでございます。

具体的な実施方法としては、まず、学校による通学路点検と、地域からの要望をもとに、通学路の危険個所を洗い出します。それを受けて、教育委員会が町民課、建設課と協議し、特に危険な個所を抽出したうえで、更に、井原警察署及び岡山県と連携し合同で安全点検を実施し、最も有効な対策を講じているところでございます。

今後とも、児童・生徒が交通事故に遭うことなく安全に通学できるよう、更に関係機関相互の連携を深め、実効性のある対策を講じていきたいと考えております。以上よろしく願いいたします。

○議長（高岡一万君） 山部君。

○6番（山部多喜夫君） 御答弁ありがとうございました。

ブロック塀については、平成31年度上期中を目途に補強かフェンス等への更新、通学路は関係機関が連携し、安全点検、対策実施との回答をいただきました。今後とも、児童・生徒が安全に通学、授業が受けられる環境づくりをお願いし私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） お諮りします。ここで15分程度休憩をいたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、10時40分まで休憩いたします。休憩。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、石井信行君をお願いします。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 5番、日本共産党の石井信行です。発言、質問通告にしたがって3つの質問を

させていただきます。国保の問題と、災害対策の問題と、まちづくりの問題についてです。

○議長（高岡一万君） 石井議員，すいません。ちょっと顔が見えないんで，必要になってパネルを入れていただけるでしょうか。はい。お願いします。

○5番（石井信行君） 最初の国保についてお尋ねします。町民の要望や，それから，行政の努力，それから，議会の努力によって，十数年にわたって矢掛町は保険税率を上げずにきたということを議員になって初めて知りました。

今回，議会の初日に，町長の方から来年度の国民健康保険税率は据え置くと明言されたので，一安心しております。併せて，不測の事態に備え国保が広域化されて，全県まとめたというかたちになりましたので，不測の事態に備えて5億円の国保基金の積み増しの英断を，町長に求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） 石井議員の1番目の質問，国民健康保険税についてのお尋ねがございました。最初，据え置きということのなかで安心したと言葉がございましたが，ちょっとこの話をしてみたいと思います。私も13年目を迎えました。最初，町長になった時の，1番のソフト事業の課題は，健康づくり，これから入ってまいりました。当然このことのなかには，先ほども言われますように，その当時もやっぱり国民健康保険税。全国的にですね，いろいろなことがあった時代でございまして，私は就任してから，5，6年でしょうか，担当課と毎年ミーティングをやってまいりました。その対策をするために，現状分析をして，何がやれるかということをやりに続けてまいりました。

そういうことの中で，今，言われますように，結果的に税率を変えずにこれたということでございまして，その当時の，説明しておったのは，この井笠管内で給付費，医療費が一番高いのは矢掛町。保険税が一番安いのが矢掛町いうのを言い続けてまいりました。

なぜ，そんなことができるのかということにも大きな問題もあります。その問題については，国の制度しっかりと活用したり，現状分析しながらやってこれたという実績の中で，今があるというふうに思っております。

そこで，今，最初の質問のほうであります，つまり，県へ去年移管しました。私もできれば県へいくときまで据え置きでいきたいという願いの中で，去年は実現し，国と県といろいろな話をしてみまして，どっちかといえばインセンティブ，今まで努力した行為を認めてもらった中で，まだ昨年も医療費は増えておりましたので，据え置きになったというのは嬉しかったんですが。2年目，これは厳しいかなというふうに思っておりましたが，昨日も説明しましたように，かなり努力していただいた結果のなかで据え置きを決断したわけでありまして。この決断の背景は，やはり健康づくり，これを町民と共に続けていくというのが前提になっておるということは，理解いただきたい。そういうことなかで，据え置きが決定したということでございまして，質問者も共に私自身も良かったかなというふうに思っております。

そこで，不足の事態に対して，2番目，5億円の国保基金ということでございます。ちょっとこれは，異常な質問でございます。制度を知っていただかなければならないというふうに思います。まずですね，この会計というのは，昨日も説明したように，一般会計と特別会計とはどういう会計なのか，矢掛町にはもう一つ企業会計があります。この3つの会計の中で，矢掛町の行政は成り立っていると，まずは，ここを理解していただきたい。特別会計はですね，一つの目的のために事業内容があつて，予算があつ

て執行すると、これが原則でありまして、そのために矢掛町ではこれに沿って、もう何十年もやってきておるということでございます。そういう意味では、県や国から言わせば優等生。これが矢掛町の実態でもございます。そういうなかで、積み増しの理由は何なのかというのは、先ほど言いましたように、一つは特別会計ということでございます。そして、もう一つ知っていただければ、昨日説明したこの国保の予算です。約総額 17 億円という予算になってますが、この中のしくみの県の補助金が 74 パーセント入っている、この中の。税は 13.7 パーセント、税は全体の。それで、これは県になっているから県のお金が、これは国のお金がこの中に入っています。町の方も法定外繰り入れで、7.7 パーセント出してます。大半が国と県と町のお金、そして若い人のお金が入って国保財政は成り立っておる。そういうなかで、努力しましょうということでもありますので、そのへんの理解はきちっとしてもらいたいのと、もう一つは、この対象者は国保の被保険者です。今現在、3,315 人。矢掛町の人口は 1 万 4 千、5 千人おられます。他の人は、まだここに後期高齢者の方がいる。これは、県の後期高齢者の対象者、若い人は社会保険の対象者。お互いは、共済組合の対象者。保険者がたくさんおられます。住民の人は、全部それ入っておりますので、これが今この会計だけ、そういうことをやりますと、たぶん公平性が無くなるってくるというふうになりますので、これは、先ほど言いましたように特別会計の趣旨に則って最大の努力をしていくということでもありますので、このことは、殆ど困難な質問というふうに申し上げておきます。

あえて、もう一つ言えばですね。なぜ、県が 1 県組合化してきたかということの背景の中にも、やはり、全国で矛盾しておると。とりあえずは、県単位でやってですね。一本化しようとしている、そういうなかで、一般の町民の税が入ってくるということは、当然、あり得ないことでありまして、そういう方向性から言わせば、ちょっと、時代がこの質問については、ちょっと時代ずれかなというふうに思ってますので、これは、ちょっと無理な質問というふうにお答えしておきます。以上です。

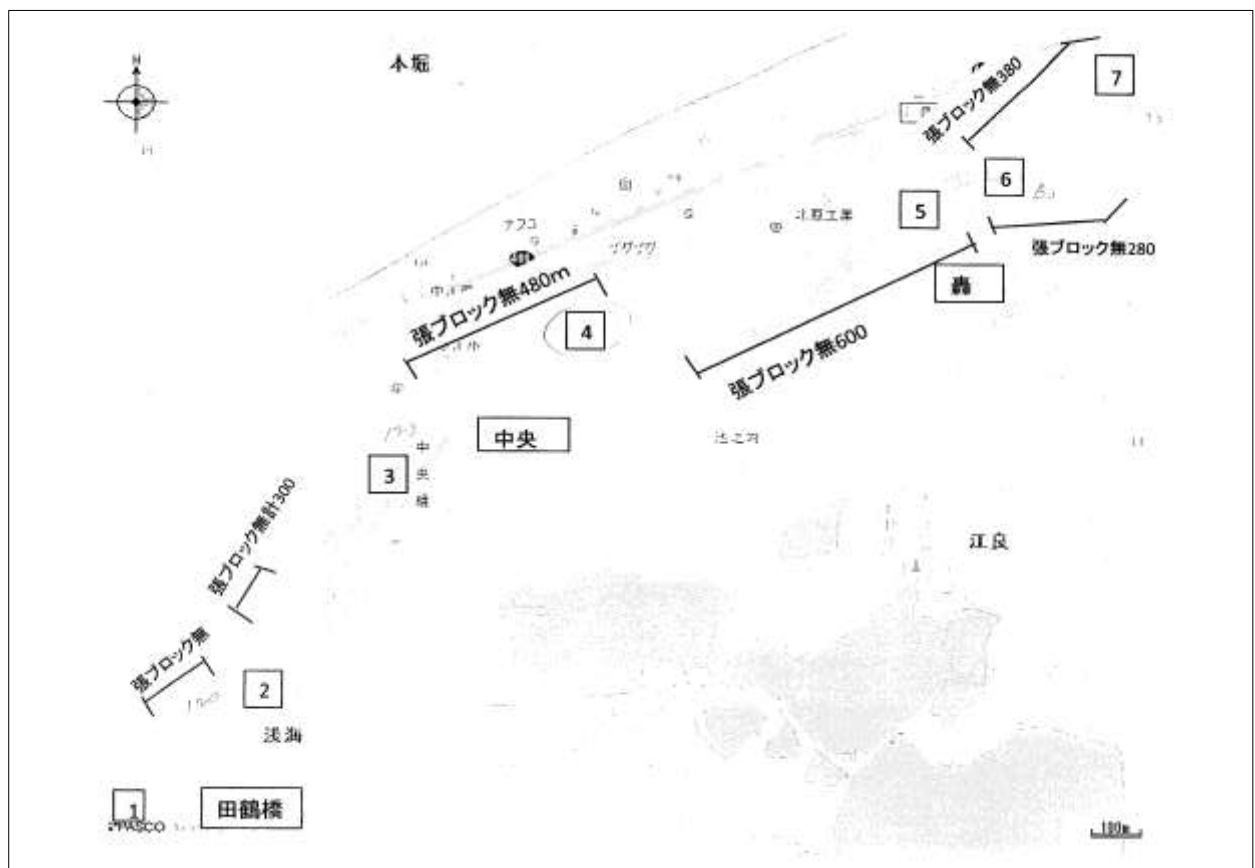
○議長（高岡一万君） 石井君。

○5 番（石井信行君） はい。お答えで、5 億円の国保基金の積み増しは筋違いだというふうに言われたんですが、国保税というのは、他の今幾つか言われた保険に比べてずっと割高だと思うんです。かなり、全国的な平均をみると、倍、国保の方が、倍くらい高くなっていると思うんです。それで、段々払えなくなってきた人が増えているので、観光には 5 億円、一昨年でしたか、ポンっと積み増して、国保、命の元には積み増せないというのは、どうも納得できないということと、それから、子どもの数、要するに、均等割りですかね。均等割り。子どもの数が増えるだけ、増えていくわけですけど、そういうふうな保険としては、やっぱり本当に命を守る保険になっていないんじゃないかということで、やっぱり町民を守るという立場からすると、観光に 5 億円積み増したら、国保にも積み増せるはずだし、積み増すべきだという考えで質問しました。ぜひ、お考えをお聞きいただきたいということで、次にいきます。

次に、2 つ目、豪雨災害についてお尋ねします。「もうあんな災害は二度と起きて欲しくない。」という切実な声が 1 月 25 日、この 3 階のその隣の部屋で、中川地区の災害対策説明会で、町長出張でおられなかったんですが、最初の時にそのお話がありました。その声が、耳から離れませんが、災害対応についてです。検証と総括を、災害防災会議を開いて、検証の総括をすべきではないかという 1 点目のお尋ねです。災害対策本部の情報収集とか、町民への情報発信はどうあるべきかということで、幾つか予算の中には対案も出されているように見受けませんが、そのへんあれば教えていただきたい。避難

指示はあったのか、なかったのか。それから消防、警察、湛水某所施設の辺りで命がけでモーターをまわしていた人達は水に浸かりながら、あの陸水を出していたんですが、とうとう水に浸かって、やっと命からがら逃げ出しているような方はたくさんいるんですが、そういう湛水防除の施設や、それから自主防災組織などをつないだ町内各地の住民の安否だとか、河川の状況だとか、道路の状況そういうものの把握と、それから、他市町村との連携を今後どうするのかなどについての検証結果。あの具体的には、1月25日のこの隣の部屋で中川の説明会の時にも多くの要望事項と共に提案事項も随分なされていました。そういうことも含めて、届いていると思いますので、ぜひ、検証結果を教えていただきたいというのが、1点目です。

2点目、り災家屋とか被災家屋、店舗、工場などの公費解体手続の進捗状況はどうなっているのか。本当になかなか進まなくて、もう諦めた。帰るのもやめようか、家に帰るのをやめて、このままこっちに住もうかというような方もおられて、何とか帰っておいでよと言いながら、こういう話をお尋ねしています。



それから、3つ目のお尋ねなんですけど、小田川とその支流での堤防決壊、もしくは越水による破損の特徴は一体何かということで総括されていると思うんですが。これは、具体的には1月25日の説明会、1月の始め頃に、町へぜひお願いしますということで出された。この上には、町長さんへということで具体的に数字も書かれているんですが、それはちょっと省いておりますが。

〔パネルの方に移動して説明したため、発言不明。〕

2番、田鶴橋です。それから、3番、4番の間が中央橋。それから、5番、6番の間が轟橋で、7番の向こう側が向山橋になります。4番のここら辺に中川小学校や中川公民館や中川保育園があります。

ここは、こういう位置関係です。それで、ここの張りブロックが無いという所は、土手の腹、法面に張りブロックが張って無いものがずうっと書かれています。この人は、図上測量なんだけれどもいうことで、ここでは川は120メートル、水の流れている所90メートル。それから、ここが130メートルと40メートル、それから轟橋の所が、6番の所が130メートルの川幅で、ここも40メートル。それから、向山橋の所は130メートルの川幅で、河道域いうんですか、流れる水の幅が140メートル。川幅が140メートルで、流れている所が80メートルというふうになっています。それで、ここからずっとこう見ていくとここが狭くなっている。狭くなっていて、その丁度4番の所、ZAGZAG、きらりの所と、ここと、それから4番こっち側この所が、越水して

〔パネルの方に移動して説明したため、発言不明。〕

ここにブロックが無い、とりあえずここは、中川小学校の所ブロックを張らにやいけん、それからこの

〔パネルの方に移動して説明したため、発言不明。〕

ここは、商業施設のずっとかたまっていますから、ぜひ、工事していただけないかという要望が出てきています。

それから、もう一つの例としては、ここに一ノ瀬川という川があるんですが、この川のちょっと西の所に高柳という地域があるんです。その、土石流が大変なことになっているんです。この一ノ瀬川の上流を土石流で大変なことになります。ここはまだ手つかずです。昨日あの

〔パネルの方に移動して説明したため、発言不明。〕

具体的にここの山から土石流が落ちてきた。その土石流が落ちてきた、その土石流を受けた町の管理する溝が狭いと、だから、それを広げないといくら上から受けても、それが細いから溢れるんだということで、図面を書いて町の方へ上げられました。それが今、そこまで提案をして、実際に県の方が何遍も来てくださって、そこはもう実際に動いて工事が町の方も、上は大きな砂防堤ダム言うんですか、それから、下は受けの大きな工事が今進んでいます。この2つの例で分かるように、地域の方が具体的に数字を上げたり、こうしたらこうなるんじゃないかというようなことで、具体的な定義をされると県の方もずっと動きやすいし、私も県に何遍も電話したら窓口はやっぱり町だというふうに言われて、町の方から、こうゆう形にしたら、もっとこうなるんじゃないかっていう地域住民の声を聞いて県へ要望していったらもっと実際の仕事が早く済むんじゃないかということを思っていますが、その点をお尋ねします。県への提言の仕方を考えていただきたいということです。お願いします。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 5番、石井議員さんの、豪雨災害対策について、1点目の災害対応についての検証総括を防災会議を開いて提出すべきではないかという御質問について、総務企画課の方からお答えさせていただきます。

矢掛町では、これまで幾度となく小田川等の水害を経験してまいりました。近年では河川改修や排水機の整備等によりまして、大きな被害は長らくありませんでした。

そうしたなかで、昨年の災害発生ということで、また、最近ではこれまでの経験や常識を覆すような集中豪雨の発生で、想定外への対応が求められているというところがございます。

町ではこの災害を検証し、今後の災害対応に生かすよう作業を進めておるところでございます。現在、国のほうでも避難情報の発信等の見直し等いろいろな各種の検討が進められております。

また、岡山県でも県内の市町村相互の連携強化を進める体制づくりや、地域防災への新たな支援体制づくりを進めておるところでございます。

町でも、災害に強いまちづくりを念頭に、来年度におきまして、町民の方々の意見をお伺いしながら、検証作業を更に進めてまいりまして、防災計画の見直しを含め、新たな情報発信システムの導入や業務継続計画の策定等の作業を進めてまいりたいというふうに考えています。

また、御指摘の防災会議を開催して、防災体制の再構築を進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 5番、石井議員さんの御質問、豪雨災害対策についてお答えします。

2点目の御質問の、被災家屋などの公費解体手続きの進捗状況についてですが、公費解体につきましては、2月末現在で5件の申請を受け付け、現在、設計業者へ数量等の算出を委託しております。その後は、その数量をもとに積算を行い、入札の後、工事ということになります。

公費解体の申請の受け付けを平成31年3月29日までとしておりますので、事業としましては、繰越事業とし、2019年9月末を完了予定として進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、5番議員、石井議員さんの御質問、豪雨災害対策について、それから、県への要望についてのあり方、それから、小田川の決壊に関する御質問かというふうに思います。今回、石井議員さん、図を持ってお示しをいただきました。私が認識しております、堤防の決壊のメカニズムというのは、大きく3点ございます。

まず、1点といたしまして、堤防の内部に流水が染みこんで地盤が軟弱する浸透。2つ目といたしまして、豪雨などで勢いを増した流水が護岸を削る浸食。そして、3番目といたしまして、川から溢れ出た堤防の外側を削って壊す越水、この3点というふうに認識しておりまして、先ほど石井議員さんおっしゃったように、今回の豪雨災害の主な原因はこの越水であろうというふうに現在考えられておることでございます。

もう1点、この越水を防ぐために具体的に張りブロックをしてはどうかという御発言をいただきましたけれども、矢掛町で今流れている小田川。これは、御存じのとおり県が管理をしている川でございます。当然、町の方としては、具体的な施工方法であるとか、そういうふうないろいろなデータを持っておりませんので、この張りブロックが、先ほどおっしゃられた越水の対策になるかどうかということは、私は、はっきり申し上げてわかりません。

そういったなかで、矢掛町、小田川12キロメートル、約、あります。当然、堤防は場所によって築堤の年数、材料、それから施工方法これが全て異なっておるのが現状でございますので、先ほど、おっしゃられた画一的な整備が適切かどうかということに関しまして、ちょっと疑問を持つ次第でございます。適切な場所にといい、適切な施工方法これは必要ではないかというふうに考えております。

今後、県に対してですね、もっと要望をというふうな御意見だと思いますけれども、先ほど一定の評価をいただいたと思っております。高柳地区の土砂崩れに関しましては、確かに災害関連緊急治山事業ということで、本年度災害対策に入るということを、県の方から聞いておりますし、それから、それに関連した下流の工事の方も、県の方から単県事業ということで、補助をいただいてやることになって、現在、着手をしておりますが、これは、私が考えますに、町長が日頃より、国や県に対しまして、「真備

町と変わらない整備をやってくれ。」と日頃から、機会が有るごとに強くおっしゃっております。そして、町民の方の要望を受けられると即座にこうゆう要望があったんだ、何とかしてくれ。と言うことを強く、強く、日頃から要望されております。そういった結果が、迅速な対応につながったのではないかというふうに推測をしております。

昨日も、石井議員さんも同席していただきましたが、県の担当職員を呼んでですね、1月25日の説明会であるとか、要望会を受けての、現場の検証ということで私も同席させていただきました。ああいった形で町民の皆様の直接の声を届けるというふうなことも要望活動としてやっております。そういったことを、十分御理解をいただきまして、今後とも県の要望に対して一緒にやっていただけたらというふうに思いまして、私の回答とさせていただきます。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 石井君。

○5番（石井信行君） 今、建設課長の答弁の中で、県と一緒にしたということがあったんですが、県の方からの情報を、建設課は県からもらってて、ここの流量断面はいくら、数字はちょっと分かりませんが、ここは、いくらということで具体的なデータもいただきました。それによりまして、計画断面というんですか、もともと安全だと思われる部分に対して、かなりの堆積があつて、そこを削る予定があるとか、はっきり分からないんですが、そういうかなり堆積があるというふうな資料をいただきました。追々これも取っていくという話で、私は伺っているんですけど、そういうふうなことも、町の段階である程度測量すれば分かるんじゃないか、そういう測量機器は町にあるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、石井議員さんの、再質問にお答えをさせていただきます。町の方でも、測量の機械はあるのではないかと、それで測量して、それを判断して、具体的な要望を上げればいいのかというふうな御質問かというふうに思いますけれども、県からいただいた資料の中に、確かに計画断面より堆積部分があるというふうに記載してありましたが、それとは別に、河道が行っておつて余裕のような所もあったというふうに思います。溜った所だけではなく、余分に流れるところもあったというふうに思います。それが、まず1点ありまして、その上で河道掘削は町長も強く要望されておりますし、県の方も継続してやっていくというふうに、今のところ伺っております。

そして、町の方でということですが、先ほども申し上げましたように、あくまで、管理者は県でございます。そして、いろいろなデータもあの12キロのうちの数箇所しかございませんので、それをもってですね、判断しかねるというのが現状でございますので、なかなか、町の方で実態を測量してデータを分析して、それを県に要望していくと言うのは、現実的にはなかなか難しいということをお答させていただきます。

以上でございます。

○議長（高岡一万君） 石井君。

○5番（石井信行君） 私達は、ど素人なんですけど、中川小学校のすぐ上が決壊したんです。それで、両サイドが決壊しました。それで、やっぱりもう、今、復旧が済んで、子どもたち学習してるんですけど、また、そういうことが2度と起こっちゃいけないということで、いろんな知恵を出し合つてそういう機会もきつとこれから、考えてくださるんでしょうが、そういうことを、ぜひ、引き続き、お願いしたいということを言って、3つ目の質問に移ります。

3つ目は、まちづくりについてですが、2つお尋ねします。1つは、昨年の12月議会でバートの返還金未納があって、法的な対処をすべきではないかというふうに、私、質問しました。それで、町長の方から、返還に努力するとの言う答弁がありました。その後、どのように努力されたか、結果はどうなったのか教えていただきたいということ。

2つ目は、認定こども園や道の駅構想などですが、もっともっと町民が納得のいく説明会が必要なんではないか。これは、今、横谷の方に発生している石油精製工場の誘致の問題についても、住民合意が必要ではないかと思ってるんですが、まちづくりを進めていく上で、子育てだとか、それから、新しく町を発展させていくためには、町民の協力が無くてはできないんじゃないか。例えば、認定こども園だったら、地域説明会をした、駄目だった。今度は保護者の説明会をしたと、そしたら、保護者は、今関わっている親御さんは、今年度の親、来年度の親で、出ていくわけです。出て行った後に、認定こども園ができるようになる。だから、まだ下の子どもがいればあれですけど、直接、自分に関わらない親は、ああ、そうなん言って、わからんうちに過ぎていってしまう。

それから、道の駅構想についても、一度説明会が、その隣の部屋でありました。私も参加しましたが、食べる所が何軒ある、土産物やが何軒ある、今後それをどうしていくのかっていうことについては、ちょっと、また、それは、まだまだ計画中の段階で、今は道の駅の建物だけの説明だからよく分からないということで、結局分からないんですが。町民の方も言われていましたように、東町の端っこの方に大きな駐車場ができる。それから、1.8メートルから2メートルのコンクリートの壁がドーンと出来る。それから、騒音や、それから、光の公害、24時間開いてますから、そこでの犯罪や非行があったらどうするのか、無人化のようですが。そういうことに対する心配がある、というふうな質問があったんですけど、それも、また、具体的な対策はということで、ちょっとはつきりしませんでした。というふうなことを含めてやっぱり町民の地域の方が納得して、よし、やって行こうというふうにならないとまちづくりというのは出来ないんじゃないかと思いますが、町長のお考えを伺いたい。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） 2点についてお答えしたいと思います。昨年のバートの問題であります。去年お答えした後、何にいたしましたも、本人に会うということが大事なので、行動をとりまして、東京、神戸の方を今までもらった住所等探してまいりました。なかなか、住所はマンションでありましたが、そこへはおられるという状況ではないかな、ちょっとそこでブザー等押しても当然出られなかったんですが、それ以外の場所は、殆ど見当たらない状況であったというふうに思っております。そういうことの手順として、次に紹介をしてくださった方がおられます。そこへ、アポイントを取りまして、まあこうゆう状況なので、ぜひ、本人に会いたいと、どうにかならないかという話しをしましたら、自分も紹介したので、ぜひ、どうにかするという話しがございまして、その時の話しは、正月頃に会う機会があるからという話しでした。その結果、結局正月には現れなかったという話しでございまして、また、その後、何とか努力してみるというところまでが、現在でございます。その後は、当然結果をいただくと共に、後は弁護士等に相談する段階になるかなというふうに思っております。

2点目の、認定こども園、道の駅構想、ちょっとこれは、石井議員と考え方が違うというふうに思います。私は、ここで選挙をやりました。選挙。この選挙の中で、いろいろな住民の方に訴えて、そして、いろいろな意見を全町まわりました。議員の場合は、今回は殆ど議員さん方も皆それぞれの場所へ行きまして、いろいろな話しを聞きました。議員さんの、支持者の方も聞きました。石井議員の所へ行く、

チャンスは全然無かったという状況でございます。それで、多くの意見に聞いたかと、私は全町民の意見を聞きながらやっております。個々の、幾人かはそういう意見があるというのは分かりますが、行政というのは、答えは一つしかありません。一番良いタイミングと、どうやってやればいいのかということの中を判断しながらやっております。認定こども園については、私も大勢子どもさんに会う機会、会うことがあります。そのたんに聞きますけど、今に反論することは殆ど無いというふうに思っております。そういうことの中から、ここへ、議会へ提案してますので、必ずや採択してもらえるとというふうに確信を持っております。

そして、また、もう一つの話の中で、道の駅構想についてはですね、今、もう5年です。最初の発想は7、8年前です。もう、議員さん分かるかどうか分かりませんが、今の前の前の議員くらいの時から論議しながら、ここまでやってきておるという状況でありまして、一つの大事業をやるということになれば、非常に難しゅうございます。それは、そういうことのなかを、ひとつ意見を聞きながらできることはやって、できないことについては、今、先ほどの国保ではありませんが、キチンとした説明をやりながら、前に進めてきておるということでございますので、その辺は、理解をしていただきながら、私もここで公約、実現のために全力で粛々とやっていこうというふうに思いますので、この趣旨については、十分、私自身は努力してきた過程と、今後もその趣旨には変わりはありません。以上であります。

○議長（高岡一万君） 石井君。

○5番（石井信行君） 今、パートの返還金未納の件では、努力したんだけど。努力したんだけど、駄目だったとかで済まされる問題ではないと私は思います。法的措置を速やかに取っていただきたいということを重ねてお願いしておきます。督促、それから、法的措置をお願いしたい。

それから、住民合意で進めるということで、たくさんの人の意見を聞いたっていうふうに言われましたが、私も、毎月だいたい800軒から1,000軒くらいの家を毎月歩いております。いろんな意見を聞いております。それで、まちは一体これからどうなるんだろうか、という不安の声をたくさん聞きます。それは、なぜかという、また、古民家宿泊施設整備負担金3,500万円、古民家宿泊施設整備費5,320万円、これだけで8,820万円。今回の一般当初予算で出てるわけですが、矢掛町家交流館指定管理委託増額で1,324万円。これだけ、3つ合わせただけで1億144万円になります。商工費は、昨年度に比べて91パーセント、ほぼ2倍です。やっぱり、町民の理解や納得で、よし、やろうというようにならない限り、具体的にどこの町家の古民家を再生するのか、私よく分かりませんが、新たにお金をつぎ込んでいる。やっぱり、そのためには、今、例えば矢掛屋、何人泊まっていて、どれだけ収益があって、どれだけ矢掛宿に入って、儲かってるのかという収支、ゆうふうなものも含めて、それが欲しいって言ってるんですけど、出てきた資料がよく分からないんですけど、もっと、端的に12月議会で聞いたように、固定資産税と町民税で3年、5年前と今と、定点観測で比べる。これは、現在の町の職員の方の能力で十分できると思いますが、もし駄目ならば、何とかリサーチとかデータバンクだとかいうような、調査機関に依頼して、してもらえばすぐできることじゃないかと私は思うんです。そういう検証を、ぜひ、する必要があるんじゃないか。その上で、これだけ町は豊かになっているんです。ぜひ、やりましょうという、検証が。

○議長（高岡一万君） 石井議員。通告のまちづくりについて、今の内容の質問というのは、どこへどのようにつながっていきますか。

○5番（石井信行君） まちづくり、つながりませんか。

○議長（高岡一万君） まちづくりについて、用紙の中で、2点ほど並べられているわけなんですけれども、今言われている質問の内容というのは、どこへどのようにつながっていくのでしょうか。

○5番（石井信行君） 町民の合意でやるべきではないか、ということです。

それで、お尋ねします。お願いします。

○議長（高岡一万君） 町民の合意ということについてのお答えを。町長。

○町長（山野通彦君） 先ほど話しをした、繰り返しの質問をされているんですけど、基本的にはですね、最終的決定は、この議会になります。議員一人ひとりがですね、住民の意見を聞かれて、町長は、今言われたように、皆さんの気持ちを聞いた中でひとつの事業を提案しております。そういうことの関わりのなかでやっておりますので、議員が1,000軒歩く、私はいちいち歩いてないですから何の話しをされているか分からない。私は、まちづくりの話しをしています。おたくへ付いて歩いておりませんので、どういう話しをされて、いろいろ質問されますけど、先ほどの国保の関係でも、筋が違う、行政とは違う話しをされます。そういうことでしたら、なかなか、住民の方は分かりにくい。筋道をキチッと話しをしなければ、先ほどの国保の問題じゃないですが、私はキチッと説明していますけど、これができるじゃろ、これができるじゃろ、それは感覚的な話しでありまして、やはり、行政というのは、品格が大事でありまして、基本中の基本でなければならない。住民の合意ということは、それは皆さんの範囲でも、皆、おられます。どういう人と話をされているかというのはありますから、それぞれの私の場合には、殆ど行政を年間やってますので、いろいろな所で会う機会もありますし、会話する機会もある。議員の場合、どこまで、どこの会議へ行つてどうされているか、私は全く分かりませんが、かなり私とおたくの幅では、住民の声を聞く範囲は私の方が多いというふうに、これはもう自信を持って言えるというふうに思います。そういうなかで、物をすすめておるということを御理解いただいて、最終決定というのは、やはりこの議会が決めていくということでもありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 石井君。

○5番（石井信行君） 12月議会でも言いましたように、町長、検証はできないというふうに言われたんですが、公のお金をつぎ込んでいって、検証ができないということを、また、増やしていくということは、到底誰にも納得できないと思うんです。こうゆうふうなことを、続けていったら、町全体がどうなるんだろうかという不安に、町民は怯えているということ。

それから、この公費の投入がいろんなところでなされて、これからいこうとしているんですが。それは、商店街以外の所の人達は、どうなるんだろうかという思いがあつて、私たちの所は恩恵が無いんだけど、という声も聞きますのでそこらも、ぜひ、御一考をお願いしたいということを強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高岡一万君） 次に1番、田中輝夫君。お願いします。1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） 議席1番の田中でございます。

それでは、通告にしたがい、質問させていただきます。西日本豪雨災害の復旧状況についての質問です。これは、重複した質問になるかも知れませんがよろしくお願いします。豪雨災害後、今日でちょうど8か月目になります。復旧・復興はまだ道半ばです。小田川堤防の改修及び小田川河川内の立木伐採については順次進んでいますし、浚渫も今後進んでいくと思われます。

また、町内各所に見られていた被災箇所を覆うブルーシートにしても、少しずつ減ってきておりますし、個人所有の土地・建物も徐々ではありますが、復旧が進み始めています。そこで、豪雨災害被害箇

所の復旧状況、進捗状況について、矢掛町が管理管轄している道路、河川、治山、上下水道などの災害査定決定数、着工件数、完了件数、着工率、完成率等を、建設課長、上下水道課長にお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 1 番議員、田中議員さんの御質問、豪雨災害後の復旧状況について、建設課よりまずお答えをさせていただきます。

町内の被害状況でございますが、被災状況により災害復旧事業の違いはございますが、土木関連の災害復旧事業、総件数で 7 2 件でございます。災害査定はすべて完了しておりまして、査定総額は 3 億 9,259 万円でございます。その内、2 月末現在 2 3 件を発注し、これは着工もいたしておりますが、発注率は 31.9 パーセント、完成工事は 8 件で完成工事率は 11.1 パーセントでございます。

また、農林関係の災害復旧事業は、総件数 3 0 件ございまして、こちらも災害査定はすべて完了しておりまして査定総額は 1 億 4,301 万円でございます。その内、2 月末現在 1 4 件を発注し、こちらも着工いたしております。発注率 46.6 パーセント、完成工事は今のところございません。

このほかといたしまして、建設課関係では町営住宅が 8 戸被災しておりまして、こちらも、災害査定を完了し住宅に関しましては復旧工事をすべて完了しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 1 番、田中議員さんの御質問、豪雨災害後の復旧状況について、上下水道施設の状況について、お答えいたします。

まず、水道施設ですが、災害査定件数としては 1 件、これは全ての水道施設を一括して査定を行なうもので 1 件ございまして、復旧工事としての発注は 1 0 件、全ての工事が着工済みで、着工率 100 パーセントでございます。現在、その内 9 件が完了しており、完了率が 9 0 パーセントでございます。

未完了の 1 件につきましては、東川面浄水場の送水ポンプ設備の復旧工事ございまして、ポンプ設備 3 台の整備を実施しますが、送水を実施しながらの工事実施であるため順次 1 台ずつの整備を行っており、現在、最後の 1 台を整備している状況で、本年度末までの完了見込となっております。

次に、下水道施設ですが、災害査定件数は 4 件、こちらは、農業集落排水施設については地区ごとに、公共下水道施設には施設種類ごとに査定を行うというもので、農業集落排水としては、中地区、東三成地区の 2 件、公共下水道施設としては、処理場、管路施設の 2 件で合計 4 件でございます。復旧工事としての発注は 1 1 件で、全て着工済み、着工率は 100 パーセントでございます。現在、その内 8 件の工事が完了しており、完了率で 72.7 パーセントでございます。未完了の 3 件につきましては、中アクアセンターの水処理設備本復旧工事、矢掛浄化センターの送水ポンプ施設本復旧工事、マンホールポンプ本復旧工事、いずれの工事につきましても、ポンプや制御基盤の製作に時間を要するため、平成 3 1 年 9 月末までの完了見込となっております。

なお、いずれの施設につきましても、応急仮復旧工事を迅速に完了させており。給水、排水について、住民の皆様の日常使用に支障の無い状態を確保し、災害復旧工事を実施しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高岡一万君） 田中君。

○1 番（田中輝夫君） 建設課長、上下水道課長、御答弁ありがとうございました。町の管理している

所の状況については概ねわかりました。

それでは、再度質問させていただきますが、県の管理されている河川、砂防、道路、農業用施設、治山事業等について、同じく災害査定数、着工数、完了数などが分かりましたら進捗状況を担当課長よりしくをお願いします。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、田中議員さんの再質問、豪雨災害の矢掛町における県事業の復旧状況について、建設課よりお答えをさせていただきます。これは、聞き取りになりますけれども、県管理の災害被害状況でございまして、国の災害補助事業ということでございますが、土木災害復旧事業で35件でございます。内訳といたしまして、河川が25か所、砂防が6か所、道路が4か所でございます。こちらは、災害査定はすべて完了しておりまして査定総額は7億1,003万4,000円でございます。そのうち2月末現在21件を発注し、完成工事は3件ということでございます。

また、農林災害復旧事業では、6件ということでございまして、内訳は農業施設4件、山地災害が2件でございます。こちらの方も、災害査定は完了しておりまして、査定総額は3億4,941万4,000円でございます。現在、発注準備を進めているとのことでございまして、2件の工事発注を年度内に予定しているというふうに聞いております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） 災害についての全般の話しの問題でありまして、だいたい聞いていただければですね。今、現状がわかったというふうに思います。私自身ですね、最初に昨日、一昨日ですか、冒頭災害の全体の話しをしてですね。この31年度も1年間災害の最大の年であるというふうに言った時に、数字をですね、繰越事業と本年度事業で14億円言ったと思います。10億と4億。これがですね、ちょっとダブっておりまして、繰越事業と、今年の年度の予算で10億円が矢掛町分があるということを、訂正と同時にちょっとお知らせしておきます。

そこでですね、全力で今まで取り組んできた足跡がございます。矢掛町については、お分かりのように、予算等々でお分かりで、なかなか県の分が分からないということだろうと思いますが、県については全力で取り組んできた足跡があります。

先ほどの話を、ちょっと話をしますとですね。一番は、今回は山崩れが非常に多かったということのなかで、非常に件数は多いんだけど、これが災害の激甚災害と、また、以外の災害工事になるかどうかというのが、非常に難しい問題であります。

いろいろ分析した中でですね、一番大きな災害と4つでまして、高柳地区と、そして中地区と、そして横谷と里山田という話でございます。県に言いますとですね、もう早くて32年度だと、いう話でありましたが、これだけの災害でそういうことはあり得ない。ということで、県、幹部の方へ話しをしてですね、一番早く30年度の予算で高柳とか中等については進んできた。その時に、私の進め方は、ダイレクトに住民の方と県と直接話しをしながら、何回もやってきた。湛水防除に関してもですね、その管理者等と県と直接話しをして出来るだけ町が中に入らないように、オブザーバー的な中で物をしてきたということは話しをしておけばと言うふうに思います。

そういう中で、小田川がどうなるかということです。つまりですね、この問題は矢掛町だけでは済みません。今、高梁川流域の方が進んでおりますが、あの問題はどちらかと言えば、新見市とか高梁、総

社、倉敷が大半で今まで対応して国がきてるんですけど、矢掛町は県河川であります、その仲間に入れてもらうようお願いしてですね。情報は、出来るだけそこへ出て行って、高梁川流域、支流の小田川と含めた情報をやりながら、関連があったらお願いしていこうというふうに思ってます。

今の進め方の小田川は、課長が丁寧に説明してますけど、今、起きとる3か所については、御存じのように工事が発注してます。それは、県が言いますのには、梅雨対策までにはやりたいという話でありますし、そのやり方については今より強固にやるということで、現状の所は張りブロが上までいくというふうに聞いております。そういうことになる、他がどうかということも心配なんです、その点については、小田川全体の検証の中でですね、分析してくるだろうというふうに思ってますので、まだ、それは真備町含めた中での、対応になってくるのだろうというふうに思ってますので、ちょっとお知らせしとけば、すぐ、いつ、どうするということまではいかない。じっくり、検証をみながらいただきたい、その間に住民の方から起きたらどうするかという話もございます。その面では、一番心配なのは、小田であります。小田は、決壊もしていないのに、あれだけ大水害が来ました。また、来たらどうなるのか、ということでありまして、あそこは、今年の6月9月等については、その間の仮設のポンプでも置いてですね、しのぐ。そして、小田川全体の対策の中でどうやっていくか検討するというふうに言われております。その中で、やはり県と町との役割も出てくるだろうというふうに思っておりまして、もう一生懸命、皆それぞれの場でやり抜いております。その上に、通常の行事もありますので、職員も大変な状況でもございます。そういう中では、コンサルもなかなか難しい、発注状況が。

そして、事業者はもちろんのことというのが、今現在の状況なのでですね、その辺の状況の中である意味では、その場をどうやってしのぐかということと、将来的にどうするかというのは、ある意味では少し時間がかかっても理解していただきながらやっていきたいというふうに思います。どの分野も、県もパニック状態の中で物を進めておるといことは変わりありませんので、御理解いただきながら皆さん方の要望に対して、今進めたような形で進んでおることですから、町とすれば、1年後、例えば今頃にはですね、かなりものが見えてくる状況なり、道中でも工事が発注をどんどんしてますので、査定が時間がかかりました。今、次々と発注が出てますので、そして、また、県自体も同じ傾向にあるのかというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高岡一万君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） ありがとうございます。県の治山事業につきましても、本当に早期に手をつけていただきまして、これから順次進んでいく、自分の所もそうですが工事が始まっていくというふうに思っております。ありがとうございます。

それと、小田川の改修もそうなんです、小田川に関する支流、小田川に支流の浚渫も必要な河川が多くあります。このことも、合わせまして県の方へ、今後も引き続き要望していただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問で鳥獣被害対策について、通告にしたがい質問させていただきます。

町内各地で近年は野生の猿が出没しています。果樹のできる時期になると果樹を食い荒らして、生産者の中には出荷したくても被害で出荷できない状態であるというふうなことも聞いておりますし、1番に生産意欲の減退にもつながってきているとなっています。

今後は、餌が無くなった時期には庭先等に餌を求めて出沒するなど、人間への被害も懸念されますので対策が必要だと思いますからお尋ねをします。

まず1つ目、本町における直近の過去3か年の鳥獣捕獲数と農作物被害金額はどのように推移しているのか。これは、猿の捕獲数も含めて分かれば教えていただきたいと思います。

2つ目、農業者、猟友会の高齢化により捕獲の担い手不足が進んでいますが、今後どのような担い手確保を図っていくのか。

3つ目、捕獲した鳥獣の処理や再利用について、地域鳥獣害対策連絡会等で協議されている事業があるかどうか。分かればお尋ねします。産業観光課長よりお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 1番、田中議員さんの2つ目の質問、鳥獣被害対策についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、1点目の御質問、本町における直近の過去3か年の農作物被害状況及び捕獲した鳥獣数について、お答えします。

有害鳥獣被害の状況は、矢掛町から岡山県へ毎年報告をしております。

なお、過去3か年の農作物の被害は年々減少しており、捕獲した有害鳥獣数は増加傾向にあります。平成27年は被害面積25ヘクタールで被害額870万円、平成29年は被害面積18ヘクタールで被害額603万円です。

平成27年と平成29年を比較しますと、金額ベースで約2割減少しております。また、捕獲した有害鳥獣の総数は、平成27年度は785で、平成29年度は872でございます。

なお、有害鳥獣の種類でございますが、過去3か年とも猪、ヌートリア、カラスが約8割以上を占めております。

平成29年度には、猪は311頭、日本猿は2匹を捕獲しております。なお、平成30年度はまだ中途の段階でございますが、12月までの数字で、猪が355頭、なお、猿は昨年度に比べまして1頭増えまして3匹を捕獲しております。

なお、町長指示により、鳥獣被害対策につきましては、平成20年度から平成24年度まで国庫補助事業に取り組み、農作物の被害軽減に大きな成果がありました。その被害状況、地元要望を受け、また、町長指示により、平成29年度、平成30年度で国庫補助事業に取り組んでいるところでございます。

また、鳥獣害被害対策を進めるために、平成31年度の単県事業の予算を上程しているところでございます。

なお、岡山県内で、日本猿の生息数・生息域、生息している地域でございますが、拡大傾向にあります。このため、農業被害、生活環境被害及び人身被害の防止と地域個体群の安定的な維持を図るために、日本猿について、岡山県が平成31年度から3年間の第2種特定鳥獣管理計画を定めていることとしております。関係市町村と連携して日本猿の被害対策に力を入れていくことと伺っております。具体的には、岡山県が主体となって、一度捕獲した日本猿に位置情報を確認できるGPSを設置し、日本猿の群れの行動を把握する調査するとともに、捕獲による管理を実施し、加害レベル、被害を与えるレベルということでございますがの群れを取り除くこととされております。

また、矢掛町と井原市は、平成27年度に日本猿の駆除協定を締結しており、相互に連携して対策をしているところでございます。

次に、2点目の御質問、担い手確保について、お答えします。現在、矢掛町では鳥獣被害対策実施隊により、鳥獣害被害対策に取り組んでおります。平成25年7月に矢掛町鳥獣被害対策実施隊を設立し、

町長が16名を任命しております。

また、平成28年10月に小田地区で小田自治会班を18名で組織され、平成30年10月には、宇内地区で宇内自治会班が6名で組織され、町長がそれぞれ任命をしております。矢掛町全体では、40名の実施隊員がそれぞれに有害鳥獣の捕獲活動をしていただいております。

また、単県事業の有害捕獲強化対策事業にも取り組んでおり、新規狩猟者免許申請手数料等及び銃所持許可申請手数料等の半額を助成して、担い手の確保を図っております。

最後に、3点目の御質問、ジビエ料理等についてお答えします。矢掛町内では、捕獲した猪の肉を加工して利用されておられるとのお話も伺っております。今後、情報の把握をしながら、そういったお話がありましたら、御相談にも対応してまいりたいと考えております。なお、岡山県では昨年度岡山ジビエガイドなどの冊子も作成されておりますのでお知らせいたします。そういった情報提供もしながら相談にも対応してまいりたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） 御回答ありがとうございました。鳥獣害の捕獲頭数が増えて、被害が減っているというふうな説明でございましたし、岡山県内において猿が増加する傾向だというふうなこともありました。そこで、再度質問させていただきます。本町の鳥獣侵入防止柵の補助要件は、3戸以上の受益戸数があって、1団体の農地2ヘクタール以上囲うことというふうにあります。それに、過去、補助事業を活用して侵入防止柵を設置している場合は、対象外というふうなことであります。それを考えれば猪で電柵等を設置した場合は猿の防護ネット、防護策等は対象外というふうなことになるのかなというふうに思いますが、本町の補助事業は要件が厳しすぎるのではないかと思いますのでお尋ねします。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 1番、田中議員さんの鳥獣被害対策についての再質問について、産業観光課からお答えします。

地域における鳥獣被害の軽減の対策には、地域ぐるみで協力・鳥獣害対策をしていくことが必要となります。

矢掛町では、国・県の補助事業を活用しながら、財源を確保して、町内全域で鳥獣被害対策事業の実施を行っており、その要件に基づいて対応するものと考えております。御質問のありました内容につきましては、引き続き町長から国・県へ強く要望していただきたいと考えております。

今後におきましても、地域の方々と共に、矢掛町内の鳥獣被害の軽減に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） 産業観光課長、御回答ありがとうございました。

本日すぐに改善の回答はできないと思いますが、猿防護柵補助については鳥獣害でも別枠にするとか、個人でも補助が受けられるとか、生産者が意欲減退しないような補助要件の緩和を検討していただきますことを要望して全ての質問を終ります。

○議長（高岡一万君） 次に、8番、川上淳司君お願いします。8番、川上君。

○8番（川上淳司君） 議席8番の川上淳司です。通告により質問いたします。

まずは、7月豪雨で災害を受けられました町民の皆様にお見舞い申し上げます。

早速ではありますが、質問に移らせていただきます。質問としましては、7月豪雨災害も8か月が過

ぎ、まだ完全に復旧していない状況で、このような質問をするのは、どうかと思いましたが、矢掛町の復旧は、他の市町村に比べて早いと思っております。現在どの程度残っているのかをお尋ねしたいので、お願いいたします。

まず、最初に教育課にお尋ねを申し上げます。中川地区関係での小学校、保育園、公民館の現在の状況と復旧状況及び残っているものについてお知らせいただきたいと思います。

そして、建設課に、町内の被災状況と復旧状況について御質問しようと思いましたが、町長からも丁寧に説明があつて割愛させていただこうと思います。

最後に、総務企画課にお尋ね申し上げます。避難所の現在の整備状況と今後の避難所がどのように変わっていくのかをお教えいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課（松嶋良治君） 8番、川上議員さんからの、7月豪雨災害の現在状況についての御質問のうち、中川地区の施設の復旧状況について、教育課からお答えをいたします。中川小学校、中川公民館、更に、保健福祉課の所管であります中川保育園も併せてお答えをいたします。

まず、中川小学校でございます。校舎部分は、昨年末に復旧して年明けの3学期から児童は中川小学校へ登校し、そこで学校生活を送っております。2月終わりには体育館も復旧し、3月から使用しており、今月20日に予定している卒業式も体育館で実施することになります。残りの遊具、プール付近、フェンス等の外構は3月末完了予定です。工事全体では、太陽光発電設備の稼働が3月中には間に合わないという点が残りますが、学校生活への影響はありません。

ハードとは別に、児童の心のケアも心配な点ではありますが、深刻な問題を抱えている児童は、幸いにも現在はおりませんが、必要があれば、岡山県教育委員会からスクールカウンセラーの派遣を要請する体制は整えております。以上が、中川小学校の状況です。

続いて、中川公民館でございますが、2月末に復旧が完了し、現在は発注した備品等が順次搬入され、建物としての使用も開始を順次されているところでございます。

最後に、中川保育園でございますが、既に復旧しており、2月18日から園児は中川保育園で保育園生活を送っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 8番議員、川上議員さんの、避難所の状況ということで、御質問にお答えをさせていただきます。

避難所の現在の整備状況、今後どのように変わっていくかという御質問でございます。町指定の避難箇所は13か所ございます。地震、風水害、土砂災害等、災害の種類に応じまして、また、被害の程度、災害発生の場所等を勘案して開設してまいります。

これらの施設は、通常は体育館などの学校施設、公民館、老人保健福祉施設等の、それぞれの公の施設の設置目的の機能をもって運営されております。有事の際、避難所として活用することになります。このため、現在あります施設の有事の際におけます、有効な避難所開設や運営方針ということでお答えをさせていただきます。

災害発生当初の避難所開設の段階では、まず避難者を受け入れるために施設を開け、避難をしていただくこと、人命を守ることを最優先に対応してまいります。避難所は、災害が発生しそうな危険な状態

から身を守るときや、災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。総務省が出しております、「避難所運営ガイド」のほうにも記載がありますが、こちらの方では、発災直後の初動期においては、いくら平時から備えておいたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限りません。例えば、避難所の寝床、寝る所を例に上げますと、初動期は備蓄の毛布を提供する、発災から、災害が起こってから、発災から3日間までの応急期については、エアマットや段ボールなどを床に敷く、4日目以降の復旧期は、簡易ベッドを確保する等の期待がされます。このように、時系列に避難所環境の改善を目指さなければ、避難者の健康を維持することはできません。

避難所生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼし、その後の生活環境を大きく阻害する要因となりかねません。というふうに、国のほうで記載しております。ということで、災害の発生段階に応じて、避難所の質の向上を進めていくというふうに求めているところでございます。

このたびの災害では、町全域の広い範囲での災害発生が懸念される中で、その対応を余儀なくされ、情報収集、現場での緊急対応等、全職員全力で対応をさせていただいたところでございます。避難所の開設当初には、物資の不足、情報発信の方法、設備の不足等の御不便をおかけしたところでございます。その反省から避難所では必要な食糧・水・毛布などの備蓄物資の点検整備を行いまして、必要物資の調達をいたしております。

また、避難所では、避難者の健康が維持され、避難生活の質の向上を目指す必要があります。例えばプライバシー保護などにも配慮したパーテーション等の資材の整備など、災害発生段階に応じた必要資材についても整備を検討する必要があるとございます。

現在、この災害を検証し、防災体制の再構築を進めており、今後地域の方々の御意見も伺いながら、御指摘の避難場所の開設、運営を含めまして、防災体制全般の見直しを考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 川上議員さん、暫くお待ちください。

お諮りいたします。昼食時間の時間がせまっておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。

川上議員さん、続けてお願いします。

○8番（川上淳司君） 教育課長、総務企画課長、御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきますが、総務企画課長さんは、今回の状況から、岡山県でもよくやられておるようですが、机上での災害訓練をもう少し積んでおくべきではなかったかなというふうなところについてしまうんですが、今回の災害で特に町内の方が一番気にされていたところは、情報の無かったことが避難所でよく聞かれます。ですから、その情報伝達の方法をもう少し机上でやられて、できればなというふうな感じがしておりますが、今後、机上訓練でもコントロールセンターを作って、情報収集と情報伝達がうまくいくように訓練を重ねていくことが大切だと思われましたが、いかがでしょうか。

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 再質問にお答えいたします。御指摘のような情報発信を含めた、災害発生を想定した机上訓練はこれまでも実施してきております。今後も継続した訓練が必要というふうに

感じております。

平時の、非常時の災害リスク、その際にとるべき避難行動の周知に加えまして、災害の発生の高まりに応じまして、町民の避難行動等を支援する防災情報の発信は重要になります。

現在、国では新たな情報発信の方法の検討を進めているところでございます。町でもその方針にしたがった対応計画をまとめていきたいというふうに考えております。

近年では、いつ起きてもおかしくないとされる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害、大規模地震への切迫性に加えまして、地球的規模での気候変動の影響等によります、これまでの想定を上回る風水害・土砂災害などの発生が懸念されております。行政による対応のみでは、被災者の救助や消火活動等に限界があります。避難情報を聞いても、避難行動にすぐに移らなかったという、このたびの災害に際して実施したアンケートでも明らかになっております。住民自身がいかに自分の身を守る行動へ結び付いていけることができるかというふうな情報発信のあり方、また、住民自身の相互の活動体制をいかに整えるかというふうな地域の防災力の向上、こういったことも課題になっております。

継続的な訓練が必要と感じております。さまざまな状況・シーンに応じた、想定した災害対応の机上訓練、シナリオシミュレーションも充実して実施してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 川上君。

○8番（川上淳司君） 総務企画課長、ありがとうございました。机上シミュレーションを行う上で、できれば関係部署、警察、消防、消防団と連携されてやることをお願いして終わります。

そして、再々質問ですけど、副町長、突然ではありますが、災害時にまだ副町長ではなかったわけですが、B&Gのボートを使って救助に向かわれたと聞いておりますし、今回の教訓から、今後の防災訓練に必要だったと思われることを体験と共にお知らせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高岡一万君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 川上議員さん、再々質問ということで、副町長にということでございます。

B&Gのボートを使って救助、確かにおっしゃるとおり、当時今の職ではありませんで、いち総務課の職員でございましたので、現場の方へ出ました。川上議員さん、実際B&Gでお会いしまして、多分2時か3時かその頃の時間だったと、夜中のね。実際現場に、救助に出たということはあります。若干その時の状況をここで説明させていただこうと思いますが、夜中、役場に救助要請が、一報が入ったということで、ZAGZAGの辺り、看板等につかまっているということで、職員と一緒に水防庫へ防災の救助用のボートを取りに行き、消防署の職員と現場に行きました。実際、消防署の職員と一緒にいったんですが、家屋倒壊という情報が入って、消防署の職員はそちらの方に行きましたので、実際、最初は町の職員、警察署の幹部派出所、消防団の本部、そういったメンバーで救助を開始したということです。

本当に真っ暗な中、電気も消えておりまして、真っ暗な中でボートを漕ぎ出すというのはすごい怖い、恐怖ではあったんですが、職員、それから、消防団員、勇気を持って漕ぎ出したというふうに思っております。助けを求めてきた人というのは、もっともっと怖かったのではないかというふうに思っております。実際、救助に行きますと、ZAGZAGの辺り、マルナカ、大勢の方が取り残されたというふうな状況でございました。順次活動したわけですけど、

〔発言する者あり〕

すいません。最初から。すいません。

実際、あの、救助活動というのをしたんですけど、してる途中やっぱり水位が下がってきまして、実際、御承知の方がいらっしゃると思いますが、一時的に小田川の水位が下がってきたということで、一端堤防の中に入って水が出ると、そういう状況ではあったんですが、幸い矢掛町は人的被害はないということで、私が見たのは限られた場面で、限られた状況ではあるんですが、夜中から明け方にかけて本当に矢掛町では大変な状況ということでございます。

救助活動については、その後、消防署員が帰ってきましたので、もう一艘ということで、現場に近かったB&Gへボートを取りに行きました。その時に、川上議員とお会いしたんですけど、それから、2艘で救助したんですけど、当時、自衛隊も応援要請が来れないということでありましたが、実際、井原消防署、応援要請しても来れない。井原の警察署も来れない。実際、井原も発災をしてますし、交通網も遮断をされておりますので、もう周りから来れないという状況の中で、限られたマンパワーで、限られた時間。本当に良くできたなとは思っております。

明るくなって、水位が落ち着いてからは、川面、中川、小田分団、それから井原署、そういう応援は来ましたが、結構ですね、救助活動は長引きまして我々も帰ったのは、実際、夕方頃で、やっと夕方になって、水とパンを口にしたというような状況でございました。

その、活動したんですけど、明け方、明るくなった頃に国道を歩いて六反の町内会長さんと一緒に国道を歩きました。まだ、水がありましたので、国道しか歩けなかったんですが、声を掛けてまわりました。安否確認になるんですが、2階へ皆さん避難されて無事でございました。2階に避難、避難所ではないんですが、その時の状況いろいろあると思いますが、聞いたところでは、町内会長さんがやはり発災時、「2階へ避難しましょう。」という声掛けをされた、というふうにお聞きしました。

今回、災害の時、こういったですね、限られたマンパワーの中では、地域での声掛け、地域コミュニティというのが本当に重要だということだと思います。今回、皆さん、なかなか初めての経験ということで、避難行動には、なかなかなかったというアンケート結果が出ておりますが、一人ではなくて、やはり声掛けをして行動をすると、実際、避難所へ、隣、近所、声を掛けて一緒に避難したという話しも聞きましたが、最後は自助、共助、公助となりますけれど、災害とか、災害が起きそうな時というのは、自主防、それから自治会、町内会、こういった近所ですね、こういった共助というのが、防災、減災の要でございます。消防団も公助の一つであります、やはり共助にもなります。発災時、限られた公助のマンパワーに比べて、消防団とか自主組織、このマンパワーというのは、比べものにならない位大きなものがございます。

その後の、翌日からは、実際復旧、復興になるわけですが、その時も思ったんですけど、本当に復旧についても、消防団のマンパワーというのはすごい。それから、ボランティアセンター、すぐ開設しましたがボランティアのマンパワーというのは本当に素晴らしいというふうに思いました。皆さんも同じように感じられてと思います。確かに、2度と災害を起こさないというのは当然のことですが、防災、ハードはある程度、公の役割があります。基本的にはあります。

ただ、最近の災害をみると、人間が自然災害を完全に止められるかと。これは、不可能だと思います。実際に被害を最小限に留める減災、これは共助の力を発揮するというのが一番必要なことかなと思います。公の機関の連携訓練、当然大切ですが、併せて自主防、それから自主組織、地域組織の参加型の防災訓練というのが必要だと、重要だと思っております。

今回、もしということは無いんですが、議員さんも井原消防の組合議員をされておりますので、御自分も同じお話されたことでございますが、今の新しい消防署というのは、実は1年前倒して建築をいたしました。今回、救助活動で消防署員というのは、頼りになる存在だったんですが、もし、消防署が旧消防署のままだったら、どうだったか。これは、財源とかがあって、結果的には、1年前倒しという決断をされた町長のファインプレーかなというふうに思っております。今回、本当にいろんなこと、さまざまなことがあっての今回の状況でございます。

私が、目の当りに見た現場というのは、限られたところでありますが、多くの職員がそれぞれの役割で経験をいたしました。職員それぞれ、今回これ以上何ができるか、これ以上何をすればよかったのか、この検証は非常に大切でございますが、併せて、今後、来年度各地区で防災座談会といたしますか、意見交換も計画いたしておりますが、ぜひ町民の皆さんも、あの時、じゃあもう少し何ができただのかということも一緒に考えていただければと思います。長くなりましたが、以上となります。

○議長（高岡一万君） 川上君。

○8番（川上淳司君） 副町長、突然の御指名ありがとうございます。

本当に、町内で災害を受けられたとこだけでなく、本当に皆さん、あの日は怖い目をされて、やっておられたと思います。今後も、自然災害ですから、防ぐことは防ぎようがないんですけど、本当に皆さんの力で、それこそ職員さんは、2班に分かれて一生懸命ボートを漕いでいただいて、それこそ最後は、押したとかいうことで、水もすごい状況の悪い中、一生懸命やっていただいたということは、よく聞いております。

最後に、町内の防災組織がもっと充実するようにできればなというふうな感覚を持っておりますので、町民の皆さんの御協力とそれから、副町長が言われました向こう三軒両隣の絆をもっと大切にしていだいて、災害に勝てる町を作っていこうと思います。

最後に、“頑張ろう矢掛”を合い言葉に質問を終わります。

○議長（高岡一万君） 4番、小塚郁夫君。小塚君。

○4番（小塚郁夫君） 議席4番、小塚です。通告にしたがい、地域福祉バスの運行、利用方法について質問させていただきます。

ふれあいバスの運行は、曜日、時間、各地区の停留所を決めて運行されています。昨年度実施の矢掛地区福祉座談会で、町・地域の要望の中で、各地区からふれあいバスについて多くの要望がでていました。

そこで、3点について伺います。まず、最初に現在、ふれあいバス運行の経費はいくらかかっているのか。利用者の年齢と、利用人数はどれくらいいるのか。75歳以上の1人暮らし、80歳以上の家族が何人いるのか。運転免許自主返納者が現在何人くらいいるのか。足が悪くて停留所まで行けない高齢者の人も今後増えてきます。運行コース内であれば、運行時間が少し前後しても手を上げたら乗り降りが自由にできないか伺います。

次に、ふれあいバスを運行日に利用するが、前日の予約制で、運行時間も前後するが、乗車できないか。また、高齢者の増加に伴って、ふれあいバスの利用者も毎年変わってくると思います。利用状況を見ながら、3年に1度くらいで、運行、コースの見直しはできないでしょうか。福祉タクシー券も1年間で、1人48枚600円を出していますが、ふれあいバスが通らない、外出・移動が困難な所もまだまだあり拡大していただけないか担当課長にお伺います。

○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 4番、小塚議員さんの御質問にお答えいたします。

地域福祉バスの運行・利用方法についてということですが、まず、運行経費でございますが、平成29年度の実績で、委託料と事務費を合わせまして約1,323万円でございます。

利用者の年齢と利用人数でございますが、年齢の把握の方は統計的にはできておりませんが、老人福祉センター職員によりますと80歳代の方が多いということでした。また、利用人数につきましてはトータルで、平成29年度の実績で延べ10,535人でした。

次に、75歳以上の1人暮らし、80歳以上のみの高齢者の家族人数でございますが、バスの利用者では把握しておりませんが、平成30年度の調査で、町内全体には977の方がいらっしゃいます。

次に、運転免許証の自主返納者の人数でございますが、井原警察署に問い合わせましたところ、平成29年1月から12月までの1年間で66人の方が免許証を自主返納されているということでした。

次に、運行コース内で手を挙げたら乗り降りできないか、ということですが、現在の運行方式は停留所方式でございますので、停留所以外では手を挙げても乗れないのが原則でございます。

今後においてですが、現在の運行方式を変更することは可能ではございますが、御利用者や地域の方の御意向、運行事業者の意見をよく聞いてから判断する必要があると考えております。この件につきましては、来年度実施予定の高齢者ニーズ調査の中で、広く高齢者の御意見を調査してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問として、前日の予約制にできないかということですが、予約制ということになりますと、予約の受付や予約の内容変更への対応、利用者や委託業者と時間や場所の連絡調整を行う職員を新たに確保する必要があるとございます。また、事業の委託料としても新たに追加が必要となると見込まれますので、現状の運行体制の中での対応は困難であると考えております。

次に、3点目の御質問ですが、多くの皆様の意見を聞き3年に1度くらいで運行コースの見直しができないかということですが、まず、運行コースの見直しとなりますと、運行コース上の自治会や町内会、また、その付近や周辺の自治会等の住民の方への影響が非常に大きいものと考えております。

自治会などの一定規模以上の住民団体の要望に基づいて運行コースを変更するなどの方法であれば、地域住民の意見を反映したものとして可能ではないかと思いますが、定期的な見直しを行うためには、関係する地域の方の御意見の調整や運行事業者との協議など手続き上のルールを作る必要があると考えております。

運行コースの見直しにつきましても、手上げ方式と同様に来年度実施の高齢者ニーズ調査の中で、意向調査を実施したいと考えます。

最後に、福祉タクシー券についてでございますが、地域福祉バスのバス停まで行くことができない方などは、今でも福祉タクシー券の助成対象としております。この制度につきましては、今年度からタクシー券の助成枚数を2倍の年間最大48枚に増やしたばかりでございますので、今後の実績等を見ながら、拡大の必要性について検討して参りたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 小塚君。

○4番（小塚郁夫君） 御回答ありがとうございます。

私の要望ですけど、矢掛町要支援者ニーズ調査で、データ、要望を取っていますので、できるだけ要望に答えられるように、再度、検討、調査していただくようお願いしこの質問を終わります。

次に、矢掛町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校の金網フェンス塀、ブロック塀の耐震計画について質問させていただきます。先ほど、午前中ですけど、同僚議員の方でほぼ回答をいただきましたが、その中で、矢掛小学校のブロック塀について伺います。矢掛小学校の西側、北側にはブロック塀があり、西側のブロック塀沿いには、狭い歩行帯もあり生徒が通学するのに危ないため、コースを替えて現在通学しています。南海トラフ地震のような大地震が起こる前に、耐震計画をいつ計画、実施されるのか教育課長にお願いします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課（松嶋良治君） 4番、小塚議員さんからの2つ目の質問。幼稚園、保育園、小学校、中学校のブロック塀の耐震化についての質問に関しまして、お答えをいたします。

全体的内容につきましては、他の議員さんの質問に対するお答えのとおりで、規定に適合しないブロック塀が存在したのは、美川小学校以外の6小学校と、美川幼稚園でした。保育園、中学校については該当はありません。

その中で、議員さん、特に矢掛小学校について触れておられますので、そこをもう少し詳しく説明させていただきます。矢掛小学校のブロック塀で、改修の対象となるのは、校庭の南側・西側、校舎の北側、そしてプールの東側の一部で、その東側を除くと、ざっと敷地を取り囲むような広い範囲となります。規定のどの項目に抵触するかということですが、南・西・北側のブロック塀には控え壁というのがございません。高さが1.2メートルを超える場合、塀の長さ3.4メートルごとに控え壁が必要という基準を満たしていないことになります。特に、西側は、一部ブロック塀の下に不要な縁石もあり、通行しにくい状況でもあります。東側部分についていうと、プールの擁壁を含めると2.5メートルの高さがあります。これは、ブロック塀は高さが2.2メートル以下でなければならないという基準さえ満たしていませんでした。

いずれも、倒壊の恐れのあるぐらつき等は確認はされませんでしたが、高さや控え壁の条件を満たしていないため、補強か撤去・新設などの対応が必要となります。具体的な対応方法は、専門家による設計を待つこととなりますが、極力、ブロック塀を撤去し、メッシュフェンス、目隠しフェンスへの更新の方向で考えております。いずれも、31年度の早い時期に実施していく予定です。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 小塚君。

○4番（小塚郁夫君） 御回答ありがとうございます。

今回、平成30年度の一般会計補正予算で、第6号にも計上されていますが、危険ブロック塀改修を計画どおり早めに実施していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 次に、11番、浅野毅君お願いします。浅野君。

○11番（浅野 毅君） 議席番号11番、浅野でございます。よろしくお願いいたします。質問事項として、2点伺いたいと思います。1つは、図書館と観光振興についてということと、もう1つは、道の駅、無電柱化、重伝建等によって観光客の皆さんの増加が見込まれております。その交通対策について伺いたいと思います。

まず、図書館と観光振興については、矢掛町立図書館では開館以来、県内有数の図書館としていろんなイベントを継続され、多くの人の文化の拠点として大変機能しております。関係者皆さんに、いつも感謝しております。3年前、3月の議会で同様の質問をいたしました。特に24時間開館の図書館についてということでお伺いしたんですが、非常にセキュリティの問題やら、いろんなことがございまして、まだ現実にはなっておりませんが、今後の課題としたいと思います。

全国的に知られている図書館を数箇所、ちょっと僭越でございまして紹介させていただきます。1つは、佐賀県の武雄市図書館。これはですね、年間100万人の入場者があるとのことでございます。ネットの情報で、ライントラベルというのがございますが、それによりますと、“開放的でおしゃれな内観、流れる音楽、県外からも訪れる人が絶えず、もはや県内唯一の観光スポットと言って良い。雰囲気抜群のカフェ利用は旅行で立ち寄る人にもお勧め、久しく読書をしていない方もここで本との距離を縮めるかもしれません”というようなことを宣伝しております。非常に、観光と図書館とリンクしておるといふひとつの紹介でございます。

それから、もう1つ、神奈川県の大和市。これは、文化創造拠点シリウスという所でございますが、大和市の総合施設であり、市の図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内子ども広場などが施設内にあるが、第1印象は、図書館であると、三層吹き抜けのエントランスホールが広がり、一角にはスタバが入っておる。スターバックスですね。ここでコーヒーや持ち込んだ飲料を飲みながら館内どこでも図書館の本を楽しめる、というような図書館でございます。

また、国際教養大学中島記念図書館、これも秋田市にございますが、24時間開館で有名でございますが、これはもちろん学生と職員だけですが、一般の方は午前9時から10時までの開館でされておまして、ユニークさが評価されてコマーシャルやドラマのロケ地としてもよく使われておるそうです。

それから、もう1つ。他に長野県の古布施町の、まちとしょテラソは学びの場、子育ての場、交流の場、情報発信の場、4つの柱による、交流と創造を楽しむ、文化の拠点、という理念のもとで建築され、お喋りOK、飲食もOK、常識を覆す取り組みで話題になっております。というように、いろんな多様性のある図書館が、全国に増えております。矢掛町の図書館も開館以来、先ほど申し上げましたようにいろんなことをされておまして、素晴らしい県内で本当に有数の図書館であります。特に、皆さんの努力に非常に感謝しておるんですが。

今後はですね、歴史かおる文化の町矢掛を発信する強力な武器として図書館をアピールしたらどうかと私は思っております。今まで、県内で有数と申し上げましたが、これを全国視野でやれる図書館であろうかと、私自身思っております。そういう意味で、カフェを併設する、市民・観光客の交流拠点、矢掛の文化遺産、観光の紹介コーナー等、観光文化の総合発信拠点として捉えたらどうかというふうに考えております。見解を問います。よろしくをお願いします。

○議長（高岡一万君） 教育課長。

○教育課（松嶋良治君） 11番、浅野議員さんの御質問、図書館と観光振興について、図書館に関することですので、教育課の方で答えをさせていただきます。

矢掛町立図書館は、地域に密着した開かれた図書館として、乳幼児から高齢の方まで、すべての方々の利用に応じるため、さまざまなサービスの提供を行っております。

そして、主に、町民の文化意識の向上、本への興味、本とふれあう機会の提供を、大きな目的として運営しております。

議員さんがおっしゃいます、観光との関連で言いますと、本町図書館の本来の目的からいって、図書館で人を呼び込むという観光振興のけん引力は期待できないかもしれません。ただ、本町の図書館は、単体ではなくホールを含めた複合施設の一部であり、文化センターで行うイベント等で、町内外から来場される多くのお客様に、その際、図書館にもお立ち寄りいただき大変好評を得ております。

また、立地的に井原線矢掛駅から近いこともあり、駅から市街地へ向かわれる観光客が、町内の道順等をお尋ねになることも多く、その際は、図書館司書が道案内、観光案内を兼ねてパンフレット等でPRも行っているところでございます。

更に、積極的に外に出ることも考えており、水車の里フルーツピアとの共同企画により、昨年12月からフルーツピア内のカフェに図書コーナーを設け、季節に応じたテーマの図書の入れ替えを行い、フルーツピアにお越しの方に楽しんでいただいています。

今後とも、さまざまな方に気軽にお立ち寄りいただけるよう、また、多くの方に本に触れ合っているように、そして、町民から愛される図書館であり続けるよう、図書館本来の目的が十分達成できるよう工夫を重ねてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（高岡一万君） 浅野君。

○11番（浅野 毅君） ありがとうございます。

フルーツピアで図書館、いわゆる図書館のような喫茶店いいですか、私が質問申し上げたことに近いことをおやりになっているということで非常にありがとうございます。つきましては、もう1歩踏み込んで矢掛の図書館にもそういうカフェコーナーといいますか、以前、前はあったようですが、もうひとつ1回考えていただければということをお願いして、それと、県では本当に有数な図書館でございますので、もう1歩、2歩進んでいただいて、全国レベルにひとつやっただけをお願いして、この質問は終わりにいたします。ありがとうございます。

2番目の、道の駅、無電柱化、重伝建等により観光客の増加が見込まれる、交通対策についてをお尋ねいたします。本陣通り等市街地は現在時速30キロ制限になっております。京都市の姉小路界限では時速20キロ制限を通行車両をお願いしております。これはお願いということでのようです。

道路交通行政では、30キロが定められており、20キロでの強制はできない仕組みになっております。ヨーロッパの話ですと、スイスとかオランダではゾーン20ということで、取り組みが行われて成果を上げておるといふふうに伝え聞いております。そこで、姉小路では市民団体が通行車両に20キロのお願いポスターを掲示して発信したとのことです。掲示をしたポスターを作って、通行車両にお願いしておるようです。当町でも、今後賑わいがますます増してくるし、本陣通りは人が込み合ってくる可能性が十分ございますので、安全、住民の保護、あるいは、防音対策としても20キロ制限をお考えになるといいますか、町民の皆さんにお願いしたらと思うんですが、いかがでございましょうか。以上です。

○議長（高岡一万君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 11番、浅野議員さんの御質問、交通対策について町民課より交通安全対策の観点からお答えします。

ゾーン30は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するものです。

矢掛町でも平成28年2月より、市街地中心部が、ゾーン30に指定されました。ゾーン30の規制

は、交通事故の抑制に効果的とされており、この矢掛市街地の区域内での人身事故件数は、平成26年は8件、27年は3件でしたが、ゾーン30の指定後の平成28年は2件、29年、30年は、共に1件で、人身事故件数は減少してきており、交通安全対策に効果を上げていえます。

浅野議員さんの御提案の20キロ規制ですが、市街地は、生活道路でもあり、20キロ規制にすることは、エリア内に住んでいる方の御理解も必要となってきます。

町民課としましては、引き続き、ゾーン30による交通事故の抑制に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 浅野君。

○11番（浅野 毅君） ありがとうございます。あの、今30キロで事故も減っておるということで非常にありがたいことですが、現状はそういうことですが、今後の観光客ゾーンに備えて、1回考えるいいですか、考慮いただければなという程度にしておきまして、今回は質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 次に、3番、原田秀史君お願いします。3番、原田君。

○3番（原田秀史君） 議席3番の原田でございます。

通告にしたがいまして、空き家対策についての質問をいたします。総務省の平成25年住宅・土地統計調査及び国土交通省の平成26年空家実態調査に基づく国土交通省の推計によりますと、全国に820万戸の空き家があり、その内の約39パーセントの318万戸が放置されており、現在も毎年増加しているということです。

こうした空き家の管理は、当然、所有者が行うものですが、それぞれの事情によりまして、近くに住む親戚の人が管理されるケース、また、誰も管理する人が居なくなり長年放置されているケースもあります。長年放置された空き家が、例えば、山の中の一軒家であれば、さほど問題になりませんが、住宅が密集している地域では、雑草などが生い茂り、野良猫、野良犬等の小動物が繁殖することによりまして周辺地域の環境、衛生面の問題がでてまいります。

また、老朽化した建物の倒壊や、瓦、トタンの飛散によりまして周辺に被害が及びますし、道路沿いでは通学の児童、生徒等、歩行者にも大きな被害が及ぶものと思われます。

こうした適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用促進のための対応が必要なことから、空き家等対策の推進に関する特別措置法、空家対策特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されたことによりまして、空き家の立ち入り調査、所有者に関する情報の利用、特定空き家等に関する措置など、これまで以上に、踏み込んだ調査や対策ができるようになりました。

こうしたことを踏まえまして、空き家対策、特に老朽化し倒壊の危険のある空き家の対策についての質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、町内に何軒の空き家があり、その内、活用可能な空き家、また、倒壊などの危険がある空き家が何軒あるのか、担当課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、活用可能な空き家の活用についてお伺いをします。平成28年3月に策定されました、第6次矢掛町振興計画の住み続けられる環境整備の施策の中に、空き家の利活用の推進が掲げられていますが、この施策を推進していくための具体的な制度はあるのか、担当課長にお聞きいたします。

続いて、3点目といたしまして、町内にある倒壊の怖れがある危険な空き家の対応についてお伺いをいたします。矢掛小学校のすぐ南西の町道沿いにある建物についてですが、昨年、数名の方から倒壊の怖れがあり、倒壊時には、通行人、車両に被害が及ぶ、特にこの道路は通学路であるため、通学の児童のことを大変心配しておられました。また、倒壊しないまでも、屋根や軒先からの落下物の危険性が非常に高いため、役場へ早急な対策をお願いして欲しいということをお聞きしまして、昨年の8月22日に建設課とお話しをした経緯がありますが、その後の交渉経過をお尋ねをいたします。

4点目といたしましては、空き家対策総合支援事業の活用についてお伺いをいたします。この事業は、空き家の活用や除去などを、地域のまちづくりの柱とし、実施する市町村に対しまして、国が重点的・効率的な支援を行うための措置であり、事業の補助対象市町村は、空き家対策特別措置法に基づく、空家等対策計画を策定すること及び協議会を設置し、連携体制を作ることが必要になります。

国土交通省によりますと、平成30年3月31日時点で県下25市町村の内、8市2町で策定済みということです。なお、井笠圏域では、笠岡市、井原市、浅口市が既に策定しておりまして、また、全国レベルでは、1,741の市町村の内、774の市町村で策定済みといった状況です。

空き家対策総合支援事業を実施することで、空き家の活用、除去などの事業が可能となり、今後ますます増加するであろうと思われます、空き家対策を推進する上で有効な手段になると思いますが、今後、空家等対策計画の策定を含めまして、この制度にどのように取り組んでいくのか、担当課にお聞きをいたします。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、3番議員、原田議員さんの御質問、空き家対策について、まず1点目の御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

町内の空き家の状況ということでございますが、平成28年度に建設課より、矢掛町空き家等実態調査を業務委託し町内全域の調査を実施いたしております。

その実態調査の結果といたしまして、空き家総数759戸、活用可能な空き家607戸、倒壊の危険性がある空き家が136戸、調査不能物件、これは、公道からは近寄れない建物でございますが、16戸ございました。

以上でございます。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 3番、原田議員さんの2つ目の御質問、空き家の活用についての御質問について、産業観光課からお答えします。

矢掛町空き家・空き農地情報登録制度により、空き家の有効利用を通じて、交流・定住人口の増加による地域の活性化に努めております。平成29年度までで50件の空き家の売買・賃貸借契約が成立しております。その内、町外からの方が46件、町内が4件でございます。平成30年度は15件程度の契約成立を見込んでおります。また、町長の指示により、補助金制度も充実をさせております。移住者が居住のために空き家の改修をする場合の費用の一部を補助する、空き家改修補助金、空き家を店舗として改修する場合に経費の一部を補助する、空き家活用新規創業支援事業補助金、空き家をサテライトオフィスとして改修する場合には、サテライトオフィス等誘致事業補助金があります。

制度創設以来、11件が空き家を活用して新規創業し、また、3件のサテライトオフィスを誘致しております。

なお、移住定住のための、空き家改修補助金の制度は、平成30年度までとしておりました。平成26年度制度創設から平成29年度までの検証をいたしますと、事業費で改修工事費の合計でございますが、約1億700万円の町内事業者への経済効果がありました。具体的な人口減少対策の効果ですが、50世帯109人で全ての方が町外の方でございますが、定住移住に資するものとして非常に大きな効果があったものと分析しております。

そこで、町長の指示により、3年間の事業を継続することとして、平成31年度当初予算に計上させていただきます。これらを有効に活用していただき、空き家を活用した人口減少対策、人口増加及び地域経済の活性化を進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、3点目の御質問であります、倒壊等の怖れのある、空き家対策といった御質問であります、矢掛小学校南側の家屋を特定しての御質問だと思います。

原田議員さんより、御指摘をいただきましたとおり、町民の方より、この家屋に対しまして対策をして欲しいとお話を伺った経緯がございます。これまでの、経緯を少し述べさせていただきますと、建設課といたしましては、平成27年より町長からの指示をいただきまして、家屋の所有者が、既に死亡されているため相続人の方に対し、対応について依頼をしております。直接、面会をさせていただき依頼したこともございます。借地であったため、土地所有者の方に対しましても対応をお願いしております。また、所有者の御兄弟等にもお話をまいりました。そういった対応の中、相続人の方が法的手続きにより、相続の権利を放棄されたため、現在は、次の相続人の方々に、この家屋の対応について依頼中でございます。遠方にいらっしゃるため、写真を送付させていただき現状を認識していただくとともに、手紙や電話での早急に対策していただくよう継続して依頼中でございます。

続いて、4点目の御質問でございます。空き家対策総合支援事業への取り組みについてということでございますが、担当課の見解をといた御質問でした。先ほど答弁させていただきましたとおり、本町では現在、空き家の実態調査を完了いたしております。

これは、平成27年2月に制定されました、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施したものでありまして、この法律の第6条で、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、いわゆる、空き家対策計画を定めることができると記載してございます。

担当課といたしましては、原田議員さんの御提案にありました、空き家対策総合支援事業だけに関わらず、空き家再生等推進事業など、今後の空き家関連事業において、空き家対策計画は事業採択に必須であると考えております。そのため、平成31年度中に空き家対策計画の策定を予定しております。

また、事業につきましても、計画策定後、本町の空き家対策事業としてどのような事業が最も適切であるか十分研究・検討し、事業採択を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 原田君。

○3番（原田秀史君） それぞれにつきまして、担当課長より御答弁をいただきましてありがとうございました。

その中で、何点かお伺いをいたします。まず、2点目の空き家を活用するための制度については、空き家、空き農地情報登録制度があり、この制度を促進し、交流、定住人口を増やすための空き家改修補助金、空き家活用新規創業支援事業補助金、サテライトオフィス等誘致事業補助金の3つの事業により、

平成26年度から平成29年度間の4年間で50件、その内、町内分が4件の空き家の売買、賃貸契約が成立し109人の転入者があり、人口増対策ということでは成果があったということですが、この内、空き家を改修する場合に支給される空き家改修補助金は、町外からの移住定住促進のための制度であるため、町内の空き家を購入し改修する場合は、転入者の方のみが補助対象であり、町内の方が空き家を購入し改修する場合には補助対象にはなりません。

こうした事業を活用し、町外からの移住定住者を呼び込み、人口増を図ることは、この事業の目的であります。定住人口の増加に資するためには、非常に大事なことと思いますが、例えば町内の借家、又はアパート等に住んでいる方が手頃な空き家住宅を購入し、矢掛町に住み続けるということも、定住対策に、更には、空き家対策の一つにもなるのではないのでしょうか。先ほど、山野町長の指示により、来年度からこの事業の3年間の継続を決定したと担当課長の答弁の中にもありました。そうした状況のなか、空き家対策という観点からも、もう一步踏み込んでいただきまして、町内の方も、町外からの移住者の方と同等に、空き家改修補助金の交付対象とし、年々増え続ける空き家対策の一端にしていきたいと思います。担当課長のお考えをお聞かせいたします。

続きまして、3点目の矢掛小学校側の家屋につきましては、昨年8月22日の建設課とのお話では、現在、所有者の相続人が確定できたのでこれから交渉に入るというお話でした。先ほどいただきました答弁では、現在、相続人の方と交渉をされているということで多少の進展は伺えますが、昨年9月4日に上陸しました台風21号の暴風により、近畿地方で建物の倒壊、破壊等で多くの被害が出たことなどを顧みますと緊急の対応が必要ではないかと思えます。基本的には、所有者が処理する問題とは思いますが、いつまでも放置できる物件ではありません。被害が出てからでは遅いのです。

今年1月11日の新聞報道によりますと、岡山市では、通学路であり、市道に面している所有者不明の空き家を、空家対策特別措置法の略式代執行により、取り壊しを始めたと報じていました。また、2月28日には倉敷市玉島地区で、老朽化し倒壊の危険がある家屋を、これも空家対策特別措置法での対応では一定の時間が必要になるため、条例に定めた緊急安全措置で対応するという記事も載っていました。いずれにいたしましても、こうした問題は相手があり、大変難しいこととは思いますが、最終的にはこうした事例も念頭に置いていただき、早期に解決出来る交渉をお願いいたしまして、この件の質問は終わります。

最後に、4点目ではありますが、空き家等対策計画を平成31年度中に策定し、空き家対策総合支援事業・空き家再生等推進事業等の有効な活用を検討するといった答弁をいただき、本町の空き家対策も、空家対策特別措置法の施行から4年が経過し、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の制定、矢掛町空家等除却補助金制度など、これまでの空き家対策に続き、来年度、更に踏み込んで取り組まれますことに対しまして一定の評価をしたいと思えます。

そうしたなか、この空家等対策計画を策定し、空き家対策総合支援事業等に取り組まれるということですが、こうした事業の中には、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適である状態、このような4つの基準で、特定空家等に認定することが必要なものもあると思えますが、認定を検討する法定協議会は現時点で設置されているのかお伺いをいたします。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 3番，原田議員さんの2つ目の質問，空き家の活用についての再質問について，産業観光課からお答えします。

矢掛町空き家改修補助金は，町内の方が空き家を購入し改修する場合には補助対象にならないので，町内の方も補助対象としてはどうかという御質問でございますが，矢掛町の最大の課題は人口減少対策でございます。

町内の空き家を有効に活用し，空き家の解消と人口減少を緩和し，町外からの移住定住により人口を増やすことを同時に進めるため，町外からの移住者の空き家活用を促進する制度としております。

なお，町内の方につきましては，建設課での対応となりますが，住宅リフォーム補助金制度を設けておりますので，御活用していただきたいと思います。

原田議員さんの御提言も踏まえまして，引き続き人口減少を食い止め，矢掛町の人口を増やす施策としての，空き家の活用を推進してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高岡一万君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは，3番議員，原田議員さんの再質問，特定空き家等を認定する法定協議会の設置について，建設課よりお答えさせていただきます。

御質問にありました，特定空き家等を認定する法定協議会は，現在設置をしておりません。この，法定協議会でございますが，特定空き家等を認定するための設置には義務付けられてはおりません。しかしながら，特定空き家等の判断の参考となります，特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針，いわゆるガイドラインのなかで，特定空き家等に対する措置を講ずるか否かについては総合的に判断すべきであり，協議会等において学識経験者等の意見を聞くことも考えられると記載がしてあります。

建設課といたしましては，来年度作成予定であります，空き家対策計画において協議会の位置付けについても検討いたしまして，第3者の方々の意見を聞く場の設置についても，今後の空き家対策に必要な事ではないかと考えております。

いずれにいたしましても，今後作成いたします空き家対策計画においては，十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございますので，よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） ちょっと質問の中で気になることがあります。誰が見てもあの小学校の前の建物であります。これはですね，今ちょっと課長が言いましたように，私はもう早くから平成27年と言いましたが，数年前にこれを指示しました。大事なのはですね，所有者です。個人財産であるという認識は議員はよくお分かりの中の質問だというふうに思っていますが，よその例を出されましたが，これが不在だったらことは早いです。すぐ出来てます。私の性格であつたら。

まず，所有権，これが何が起きるか分からないので，まずそれを調べる。それに，かなり日にちが，かかっておるといことでございまして，最初の27年からですから，1年ぐらひは，かなりもたもたしたと思っております。その後，話しをしていく中でですね，相続人を調べて，今，言ったような状況であろうかというふうに思います。

そういうなかで，相続人のようやく手続き上，放棄手続きをやったということで，次の方へあたって

いるという状況なんです。これは、早目にですね、詰めていって何が何でもですね、不安だというのは現状よく分かる。特に、災害があればですね、余計そういう面が起きてきたという感じもいたしますのでですね。ただ、大事なことは、ポイントは一つ、所有者が誰か。これの了解がなければ、基本的にはできない。今、法律を言ってもらえますけど、それはもう誰も所有者はいない、危険な、というような場合は、別に今の法的でなくてもですね、私が決断をすると。その時には、やはり、議会の同意がいりまして、このお金はだれが払うのかということです。

つまり、住民のお金で払うということですから、当然その合意ができなければならないということですが、そういう場合にも、必ず提案をするということになります。まだ、所有者の方がですね、詰めてないので後は、知らせましてですね、どうであれ、いつまでもというわけにはいきませんので、私は27年から言いますと、その後も聞かれておりましてですね、「町長、いつ、どうなるか。」と、なかなか今ずっと、止まったことはないですけど、住民に見えない、行動が、ということだけ、御理解いただいてですね、ちょっと、発破をかけて早く処理しなければ危ないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 原田君。

○3番（原田秀史君） 町長に答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。私も、その空き家の件につきましては、相当前から、ああいう状態ですので、それに相手があり、ようやく特定相続人も確定できたということで、先ほども申しましたが、大変難しい問題とは思いますが、今、町長の答弁にありましたように、これから、その問題に取り組んでいただきたいと思います。

それぞれの、再質問にお答えいただきまして、担当課長さんにはありがとうございました。2点目の回答といたしまして、住宅リフォーム補助金の活用ということでありましたが、この補助金は対象工事費の1割、上限は40万円、一方、空き家改修補助金は対象工事費の2分の1、上限は150万円ということで補助金に110万円もの差があります。空き家改修補助金事業は、町外からの移住定住者を呼び込む制度であることは十分承知していますが、先ほども申し上げましたように、町内の借家等にお住まいの方が空き家を購入し、この制度を利用し、リフォームした家で、安心して矢掛に住み続けるということは人口減対策にもなると思いますし、質問の主旨であります空き家対策にもつながるのではないかと思いますので、今後はこうしたことも含めまして、利用可能な空き家の活用方法・制度を課を超えての前向きな検討をお願いいたしましてこの質問は終わります。

続きまして、4点目の回答としては、法定協議会は現時点では未設置で、特定空き家等に認定するための設置は義務付けられてはいないが、来年度、策定予定の空き家対策計画の中で検討するという答弁でしたが、空き家対策総合支援事業の補助対象市町村の要件として、法定協議会を設置するなど、地域との連携体制がある市町村とあります。

また、本町で老朽化した空き家等の円滑な除去を図るために策定されております、空家等除却補助金交付要綱に補助対象空家等として、特定空家等とあるように空き家の除去を行うためには、特定空家等に認定することが必要ですが、法定協議会がない今の現状では、特定空家等の基準に基づき、誰が公正に判断し、認定するのかという問題があります。

先日、町内の主要な町道、県道沿いの空き家を見て回りましたが、老朽化が激しく倒壊の危険があり、直ちに撤去の必要があると思われるものが数件ありました。

このような案件に、早急に対応するためにも、早い段階で法定協議会を設置し、空き家対策総合支援

事業等の事業活用によりまして、倒壊等危険な空き家対策が円滑に推進されることをお願いいたします。

いずれにいたしましても、こうした空き家の問題は当然、先ほども町長が言われましたように、所有者及び関係者の方々と解決すべきものですが、さまざまな理由により、最終的には行政が関わっていかねばならないものも出てくると思います。今後も人口減少が続き、空き家、特定空家等の増加が予想されることから、この対策にいち早く取り組まなければならないと思います。

そのためにも、関係課が連携し、空き家の管理・活用・除去を3本柱に置き、さまざまな制度活用し、空き家対策に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 以上で、本日予定しておりました方々からの、一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の本会議は、明日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、皆さん御苦勞さまでございました。

午後0時26分 散会

平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成31年3月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午前 9時45分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	堀 賢 一
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 3 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
- 日程第 2 議案第 17 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 3 議案第 18 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 19 号 町道の路線認定について
- 日程第 5 議案第 20 号 平成 30 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 21 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 22 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 23 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 24 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 27 号 平成 31 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 28 号 平成 31 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 31 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 31 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 32 号 平成 31 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 33 号 平成 31 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 34 号 平成 31 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 35 号 平成 31 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 36 号 平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 37 号 平成 31 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

日程第 7 陳情第 2 号の 1 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 2 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 3 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 4 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 5 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 6 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 7 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 8 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 4 号 後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり，原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（高岡一万君）** おはようございます。今朝は大霜で大変寒うございましたですが、皆さん元気で全員が出席をされてます。御苦労さまでございます。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について

議案第16号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について

**○議長（高岡一万君）** 日程第1，議案第1号から議案第16号までの条例制定案16件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第16号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第1号、公益的法人等への職員の派遣等に



**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第18号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第19号 町道の路線認定について

**○議長（高岡一万君）** 日程第4、議案第19号、町道の路線認定についてを議題といたします。  
これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。

議案第19号については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第19号、町道の路線認定については、原案のとおり、可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第20号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

議案第21号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第22号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第23号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第24号 平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第25号 平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第3号）について

**○議長（高岡一万君）** 日程第5、議案第20号から議案第26号までの補正予算案7件を一括議題といたします。

これらも、提案理由・説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号から議案第26号までの補正予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいかがでしょうか。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号から議案第26号までの補正予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいかがでしょうか。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について、議案第21号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号、平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第24号、平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第25号、平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第26号、平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第3号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第27号 平成31年度矢掛町一般会計予算について
議案第28号 平成31年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第29号 平成31年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第30号 平成31年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第31号 平成31年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第32号 平成31年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第33号 平成31年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第34号 平成31年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第35号 平成31年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第36号 平成31年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第37号 平成31年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（高岡一万君） 日程第6、議案第27号から、議案第37号までの、平成31年度各会計当初予算案11件を一括議題といたします。

これらの案件につきましても、提案理由・説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号から議案第37号までの予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号、平成31年度矢掛町一般会計予算について、議案第28号、平成31年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第29号、平成31年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第30号、平成31年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第31号、平成31年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第32号、平成31年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第33号、平成31年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第34号、平成31年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第35号、平成31年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第36号、平成31年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第37号、平成31年度矢掛町各財産区特別会計予算については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- 日程第7 陳情第2号の1 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の2 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の3 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の4 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の5 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の6 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の7 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第2号の8 町の法令違反等を是正することを求める陳情
陳情第4号 後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（高岡一万君） 日程第7、陳情第2号の1から8までの、町の法令違反等を是正することを求める陳情と、陳情第4号、後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情を一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第91条、第3項の規定により、陳情第2号の1から8までと、陳情第4号は、所管となる総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会にそれぞれ付託し、審査をお願いしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号の1、第2号の2、第2号の7及び陳情第4号は総務文教常任委員会に、陳情第2号の3、第2号の4、第2号の5、第2号の6及び第2号の8は産業福祉常任委員会にそれぞれ審査付託することに決しました。

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめて散会とし、次の会議を22日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を22日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで念のため、お知らせいたします。11日の月曜日は、午前9時30分から総務文教常任委員会、午後1時30分から産業福祉常任委員会、また、12日火曜日と15日金曜日は午後1時30分から、14日木曜日と18日月曜日は午前9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

午前9時45分 散会

平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 平成31年3月22日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時34分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行            淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 3 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 18 号 賑わいのまちやかかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 21 号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 22 号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 23 号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 24 号 平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 25 号 平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第 26 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 27 号 平成 31 年度矢掛町一般会計予算について

議案第 28 号 平成 31 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第 29 号 平成 31 年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第 30 号 平成 31 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 31 号 平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第 32 号 平成 31 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第 33 号 平成 31 年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第 34 号 平成 31 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 35 号 平成 31 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 36 号 平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 37 号 平成 31 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

陳情第 2 号の 1 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 2 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 3 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 4 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 5 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 6 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 7 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 2 号の 8 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第 4 号 後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり，原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（高岡一万君） 皆さん、御苦労さまでございます。昨日は21日春分の日でありますけれども、本当に全国各地では、春の嵐で災害も、被害もでてるようでありますけれども、矢掛町では被害の方では荒れてなくて、幸せの方の嵐があったようであります。西日本豪雨を見舞うというかたちで、杉良太郎さん、そして、DA PUMPのグループ、ダンスグループの方たちが見舞いを、矢掛町、真備町、総社市をやられたということで、矢掛町の方では、DA PUMPの方が中川小学校の方にお見舞いに来ていただいて、非常に子ども達は盛り上がったようであります。子どものコメントの中には、「被害の経験を力に替えて中学校で頑張ります。」というようなコメントも新聞に出ておりましたですけれども、非常に災害の後の心のケアになったのではないかなと思っております。

本日の本会議、盛りだくさんの採決を、皆さんにいただくようになっております。この後、適切な御決定をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。それでは、着座で進めてさせていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますことを、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 14 号 矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 18 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 平成 30 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 21 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 22 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 23 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 24 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 31 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 28 号 平成 31 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 31 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 31 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 32 号 平成 31 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 33 号 平成 31 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 34 号 平成 31 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 35 号 平成 31 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 31 年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 陳情第 2 号の 1 町の法令違反等を是正することを求める陳情
- 陳情第 2 号の 2 町の法令違反等を是正することを求める陳情
- 陳情第 2 号の 3 町の法令違反等を是正することを求める陳情
- 陳情第 2 号の 4 町の法令違反等を是正することを求める陳情
- 陳情第 2 号の 5 町の法令違反等を是正することを求める陳情

陳情第2号の6 町の法令違反等を是正することを求める陳情  
陳情第2号の7 町の法令違反等を是正することを求める陳情  
陳情第2号の8 町の法令違反等を是正することを求める陳情  
陳情第4号 後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情

**○議長（高岡一万君）** 日程第1，議案第1号から議案第16号までの条例制定案件，議案第17号の過疎計画案件，議案第18号の指定管理者案件，議案第20号から議案第26号までの補正予算案件，議案第27号から議案第37号までの当初予算案，計36議案，陳情第2号の1から第2号の8までと陳情第4号を一括議題とし，委員長報告を行います。

本件は，8日の本会議で，総務文教常任委員会，産業福祉常任委員会及び予算決算常任委員会に審査付託したものであり，その審査も終了し，陳情については，別紙のとおり報告書も提出されておりますので，それぞれの委員長から審査の概要を報告していただきます。

それでは，まず，総務文教常任委員長，花川大志君お願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** それでは，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る，3月8日の本会議にて当委員会に付託されました，議案第1号から第4号まで，同第10号から第11号まで，同第15号から第16号までの計8議案，また，陳情第2号の1，陳情第2号の2，陳情第2号の7及び陳情第4号につきまして，全委員出席のもと，副町長以下，執行部，関係課職員の出席をいただき，各々説明を聴取しながら審査を行いました。

つきましては，質疑応答の概要及び結果について詳らかに御報告いたします。

まず，議案第1号，公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については，委員中から一般財団法人とは町家交流館かとの質問があり，執行部から，町家交流館ではない。新たな組織を立ち上げるとの答弁があり，更に，いつ，どこに，どういう組織を立ち上げるとのかとの問いがあり，執行部から，町が抛出しDMOという財団法人を本年4月1日設立を目指して進めるとの回答がありました。議会の議決が必要との運営上の説明もあり，本議案については了といたしました。

次に，議案第2号，矢掛町職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定については，委員中から，超過勤務については，今後，タイムカードのチェックを行なうのか，との質問があり，担当課長から，時間外勤務はまず申請を出してから行うこととなっており，タイムカードのチェックまでは考えていないとの答弁がありました。これを受けて，やむを得ない時は除くとあり，申請ということだけでは職員の適正な勤務時間と健康を守れていないのではないかと意見が出され，執行部から，月次35時間を超える超過勤務は，現状，稀なパターンであり，課や部署によってボリュームは異なり，各課所属長が把握し調整しているとの答弁がなされました。

更に，執行部から，超過勤務が規定時間を超えれば，検証し，面談を行うようになっているとの答弁がありました。一連の質疑応答後の後，条例の改正主旨を整理しながら本議案について採決したところ，賛成多数で了といたしました。

次に，議案3号，矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について審査を行い，委員中から認定こども園開園に伴うものと説明があったが，議会ではまだ議決されておらず，整合性がないのではと正す意見が出されました。執行部からは，認定こども園開設に関連する工事ではあるが，

本改定趣旨は、改修中における園児への給食を給食センターで、調理、搬送をできるようにする条例改定であるとの答弁がなされたといたしました。

次に、議案第４号、江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について審査を行い、執行部から経年劣化による建屋内の部屋の利用制限についての改定であるとの趣旨説明があり、特段の意見もなく了としました。

次に、議案第１０号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について審査を行い、執行部から、消費税率及び介護報酬の改定に準拠するものとの説明があり、特段の質疑もなく了といたしました。

議案第１１号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定については、消費税率改定に準拠するものとして、特段、質疑もなく了としました。

次に、議案第１５号、矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について、審査したところ、委員中から、第２条に拠出金等とあるが、この等とは何を指し、同第３条の町以外の出資者の利益を損なわないとはどういう意味か、との質問が出され、執行部から、等とは拠出金や出資金など色々含むが基本的には拠出金である。また、第３条の趣旨は当該一般財団法人は独立した団体であり、一定の配慮をするということである、との答弁がありました。更に、委員中から、等を入れると何でも有りとなる。拠出金については厳しくすべきではないか、との意見がだされ、執行部から、何でもありということではなく、あくまで出資という行為に限られるとの答弁があり、条例改正の趣旨を整理し採決をおこなったところ、賛成多数で了といたしました。

次に、議案第１６号、矢掛町伝統的建造物群保存地区条例制定について審査を行い、委員中から、指定地区においては個人個人の許可が必要と思うが、町内会ごとに同意をもらうのはおかしいのでは。この事業の法的根拠は、との質問がなされ、執行部からは、必ずしも個々の同意が必要という訳ではない。根拠は、文化財保護法であり、保存すべき建物か否かを調査するには同意が必要なので、その上での措置との答弁がありました。一連の質疑の後、採決をとり、賛成多数で了といたしました。

次に、陳情第２号、町の法令違反を是正することを求める陳情については、議会運営委員会において同陳情は８項目に分割され、その内、当委員会には陳情第２号の１、同２号の２、同２号の７が付託されましたので、各項目ごとに審査を行いました。まず、２号の１、バートインターナショナルに関する疑義については、委員中から、議会に偽装した資料が提出されたとあるがどうなのか、防災アプリは実際開発され、昨年７月の災害時には機能したかとの質問があり、執行部から防災アプリの存在は確認したが、７月豪雨災害時には利用はしていないとの答弁がありました。関連して地域経済循環創造事業費補助金交付の是非について、旧矢掛商業跡地の改修実態などに質疑応答がおよび、前払金の法的根拠、民間金融機関との融資の立証などについて執行部の説明を受けながら審査しました。一定の質疑応答を経て、論点を整理し採決を行った結果、賛成１名、反対４名で不採択に決しました。

次に、陳情第２号の２、指定管理者、株式会社やかげ宿に関連する地方公共団体の長の兼業禁止に関する疑義について審査いたしました。委員中から、出資比率や収入割合に準じた現状が、地方自治法第１４２条に違反するのではと正す意見が出され、執行部は、まず指定管理の概要を説明し、その上で矢掛屋の収入は、やかげ宿の収入と解される、また、矢掛町から矢掛宿への収入は５０パーセントを超えてはいないとの答弁がありました。一連の質疑を経て、論点を整理し、採決を行った結果、賛成１名・反対４名で不採択に決しました。

次に、陳情第2号の7、備中屋長衛門に関連した疑義について審査を行い、委員中から町の矢掛屋に対する同施設賃借料は、国の会計例で積算すると安すぎるのではないかと、積算根拠を示せとの問いがあり、執行部から同施設は町有財産であり国の会計例を適用する必要はない、町独自で決定できるとの答弁がなされ、一定の質疑応答の後、論点を整理し採決をおこなった結果、賛成1名・反対4名で不採択に決しました。

次に、陳情第4号、後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情について審査を行い、委員中から、窓口負担が増えれば、高齢者の受診抑制につながり、重篤化が進むことが懸念されるので賛成との意見が出され、後期高齢者医療保険の仕組みや、実態などに意見がおよび、慎重審査の上、採決を行い、賛成1名、反対4名で不採択に決しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に関しまして、なお、不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 次に、産業福祉常任委員長、土田正雄君お願いいたします。土田君、お願いします。

**○9番（土田正雄君）** それでは、産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る、3月8日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けました、議案第5号から議案第9号までと、議案第12号から議案第14号までの計8議案、陳情第2号の3、2号の4、2号の5、2号の6、2号の8の内容審査のため、今月11日、常任委員会を開催し、全委員出席のもと、副町長以下、関係職員の説明を聴取しながら審査を行いましたので、その概要及び結果について御報告いたします。

まず、議案第5号の矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、キャンプ場の入場料、利用状況、管理についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第7号の、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、支援員の状況についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第9号、矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、遊具の状況についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

議案第12号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、水道料金についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第14号の、矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、法改正についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

なお、議案第6号、議案第8号、議案第13号につきましては、質疑応答はなく、全会一致で了といたしました。

次に、陳情第2号の3については、民法108条の双方代理禁止規定に抵触してなく、要旨の解釈が違ふなどの理由によりまして、全会一致で不採択といたしました。

次に、陳情第2号の4については、指定管理者が業務の一部を委託することは可能であり、内容が違ふなどの理由によりまして、全会一致で不採択といたしました。

次に、陳情第2号の5につきましては、指定つまり行政処分により管理を行っており、論点が違うなどの理由によりまして、全会一致で不採択といたしました。

次に、陳情第2号の6につきましては、地方自治法では事業報告は議会審議事項では定められてなく、内容の解釈が違うなどの理由により、全会一致で不採択とした次第でございます。

また、陳情第2号の8については、交差点協議については、公安委員会との協議済みであり、不採択とした次第であります。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に関しまして、不足の点がございましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会、委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 続いて、予算決算常任委員長、浅野毅君をお願いします。11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

3月8日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました、議案第17号、議案第18号及び議案第20号から議案第37号までの20議案の審査のため、今月12日、14日、15日、18日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し全委員出席のもと、町長ほか、関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。質疑の詳細につきましては、会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第17号過疎計画変更案件では、新しい事業が増えることは、まちづくりが進んでいることなどの理由により、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第18号指定管理者案件では、今回の変更の理由やメリットについてのさまざまな意見交換がありましたが、採決の結果、委員会としては賛成多数で、原案を了といたしました。

議案第20号から議案第26号までの補正予算についてでございますが、議案第20号の一般会計補正予算では、商工費の拠出金、農業振興費、農地農業用施設災害復旧費等についての質疑・応答が行われたところであります。

また、議案第21号の国民健康保険特別会計補正予算では、災害による減免措置について説明を求めました。その他の補正予算に対する質疑・応答等はありませんでした。

次に、議案第27号から議案第37号までの、平成31年度各会計予算についてであります。

まず、議案第27号の一般会計についてでございますが、各事業部門ごとに、新規事業や重点事項を中心に質疑・応答を行いました。

総務費関連では、防災避難情報配信システムの導入、防災対策意見交換会などについての質疑・応答がありました。

民生費関連では、認定こども園施設整備、予防接種事業、健康増進事業、地域福祉バスなどの質疑・応答を行ったところであります。

農業振興費では、中山間地域等直接支払交付金事業、かんがい排水費では、防災重点ため池選定事業、土木費では、橋りょう点検、ふるさとの川リフレッシュ事業、空き家活用新規創業支援事業補助金など質疑・応答を行ったところであります。

商工費では、VR・ARコンテンツ制作事業、古民家宿泊施設整備補助事業、駐車場有効利用システム導入事業、ライトアップ、プレミアム商品券発行などの事業について説明を求めました。

次に、教育費関連では、小学校長期宿泊体験活動推進事業、部活動指導員配置促進事業、不登校対策

についてなどに関して説明を求めました。

議案第27号、一般会計予算につきましては、採決の結果、委員会としては賛成多数で、原案を了いたしました。

議案第28号の国保会計につきましては、特定健康診査の受診率などの質問がありました。

議案第29号の介護保険会計では、保険者機能強化推進交付金、小型GPS内蔵靴購入費補助全事業についての質問がありました。

議案第30号の後期高齢者医療保険会計では、保険基盤繰入金についての質問がありました。

議案第31号の病院事業会計では、キャッシュフローについての質疑、また、医療機器等の購入についての説明を受けました。

議案第32号の介護老人保健施設事業会計については、近隣の老人保健施設の影響などについて質問いたしました。

議案第33号の水道事業会計では、水道ビジョンなどについての説明を受けました。

続く、議案第34号、下水道事業会計では、マンホールポンプの長寿命化工事等質問がありました。

そのほかの会計につきましては、内容に対する質問等はありませんでした。

以上、主だった審査の概要を申し上げましたが、委員会では執行部の説明に対し異議等を述べる委員もおりましたが、全議案とも、全会一致あるいは概ねの委員が賛成で、原案を了いたしました。

執行部におかれましては、本委員会での意見や要望に十分留意いただき、適切な執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 委員長から、付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

**○議長（高岡一万君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 先ほど、概ね了ということでしたが、私は、3点にわたって反対討論を行います。

1点目、条例改正案についてです。議案第18号、賑わいのまち矢掛宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定についてでは、今まで矢掛宿が指定管理者として町有財産である矢掛屋本館と温浴別館を再委託していましたが、今回の改正で指定管理者を矢掛屋とするものです。地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設、すなわち公の施設として定義し、その施設運営に必要な事項を第244条から244条の4までにおいて定めております。宿泊施設は、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設といえるのか、疑問であります。

更に、地方自治法の244条の2項の7番目に指定管理者は、毎年度終了後その管理する公の施設の管理の業務に関し、事業報告書を作成し当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければなら

ない、となっております。それで、9月議会でも、私は、この点を催促しましたが、出された資料は本当に曖昧なものでした。

また、岡山県の定めた指定管理者制度運用の手引きによれば、まず指定管理者、公募する選定委員会を設置して、審査し決まれば次に指定管理者になるために事業計画書、収支決算報告書、暴力団排除条例にしたがう宣誓書などが必要と書いてあります。どのような、計画を持っているのか。収支はどうなっているのか。暴力団との関連はないのか。委員会の席でも直接、総務企画課でも、産業観光課でも、議会事務局を通じて、矢掛屋に関するこの3つの文書の提出を求めましたが、言を左右するだけで、提出していただけませんでした。

矢掛町の例規集によると、矢掛町暴力団排除条例第4条に町の責務として、町は暴力団の排除に関する施設を総合的に策定し及び実施する責務を有すると規定しています。

矢掛町は、矢掛屋は初めて指定管理者になるというのに予算決算常任委員会に何の資料も出さないで予算決算の審議ができるわけがありません。これは、議会をないがしろにするだけではなく、町民に対する説明責任を全く果たしていません。矢掛屋が事業計画も持たず経営が極めて悪化しており、暴力団との関係があるのではないかと疑われても仕方がないと思います。これは、この条例改正案反対、第1の理由です。

第2の理由は、今までは矢掛屋と温浴別館からの収入はまがりなりにも、矢掛宿に出すことになっていました。この条例改定がなされれば、矢掛屋は利益の2分の1を矢掛町に寄付することになっていきます。寄付は、任意の行為であり、出さなくても済みます。何故、2分の1なのかも不明です。矢掛屋の役員は、備中屋長衛門やあかつきの蔵、遥照山のホテルなども兼務していますから、利益や必要経費を他の経営体に移せば利益は1円も町に上げなくても良いことになります。こんな、虫の良い話はありません。今まで既に十数億円の金が流れています。このままでは、町の財政が食い潰されてしまいます。以上2つの理由によりこの条例改正案に反対です。

2番目の反対の理由は、一般会計についてですが、議案第27号、平成31年度矢掛町一般会計予算の商工費のところを見ると、古民家宿泊施設設備補助事業、古民家宿泊施設整備事業、合わせて8,820万円の事業主体は誰か尋ねると矢掛町とシャンテだという。シャンテは矢掛屋の経営をしている企業ですが、条例改正のところでも言いましたが、矢掛屋の宿泊者数、これは口頭でしか答えがだされませんでした。経営実態がどうなっているのかも定かにしていないのに、新たな宿泊施設を造って経営が成り立つのか、すでに予定の古民家宿泊施設は出来上がり、1階ではシャンテの役員が不動産屋を開いているように思います。2階の宿泊部分は夜になると明かりがとまり、営業しているのではないかとさえ思えます。予算も決まっていないのに、予算審議の場では、個人の所有物だから予算が成立し契約が成立しないと公表できないと言っていたはずですが。

それから、旅行者向けのPR動画2,000万、VR、ARによる江戸時代風景再現疑似体験に3,000万、DMO運営補助金に400万、これは補正ですでに300万が設立拠出金として出されています。町家交流館指定管理者委託料1,324万、いつの間にか倍額になっています。今年度の商工費は、昨年度の1.9倍です。更に、防災情報配信システム、このシステムそのものは私は必要だと思うのですが、パートが5,000万円の補助で作ったという防災アプリは、一体どうなったのか、この7月豪雨でも一切使われていないということですし、その後の検証も行われずに、このようなことがすぐに新しい事業として出されること事態が大問題ではないかと思います。この先、矢掛町は一体どうなるのか。町中、心配の声に

溢れています。町長が公言してはばからない、検証ができない施設、事業を増やし、町民にどんな恩恵があるといわれるのでしょうか。12月議会で、町長が言われたように検証ができないということは、投入した公金が、町外へ逃げ出しているということではないのでしょうか。財源は長年貯めてきた賑わいのまちづくり基金をここで一気にというふうな計画にみえます。税金であり、町債であります。借金の付けを払わされるのは町民です。全く見通しのない、先に補助金、町債ありき、先に道の駅ありきの無謀な計画は、即刻中止にするしかないと思います。

3つ目の、反対理由は、陳情に関わる問題です。平成31年、陳情第2号、1から8までの法令違反等を是正することを求める請願、不採択についての反対という意見ですが、陳情を受理した議会事務局は、陳情を付託した当該、該当委員会に出し、矢掛町議会委員会条例第26条の2の規定に基づき、陳情者が陳情説明を行う旨の申し出があったことを伝えなければなりません。そして、該当委員会は、公聴会を開くか、又は陳情者を参考人として招致するかどうかの決定をし、予め陳情者に通知しなければなりません。しかし、そのような通知は一切なかったようであります。また、審議当日は、陳情審議前に委員長は参考人の必要の有無の決定と、その理由を説明しなければなりません、そのような説明もありませんでした。このことは、陳情を審議手続き上の重大な瑕疵と考えられます。よって、平成31年、陳情第2号、町の法令違反等を是正することを求める請願の審議、そのものが無効であることの異議申し立てが出されています。審議上の瑕疵と、それに基づく異議申し立てが出ていることから、この陳情書審議をやり直すか、継続審議とすべきではないかと考えます。

以上、同僚議員への呼びかけとして、この予算案と条例改正案、それから陳情書、この条例案と会計予算案によって矢掛町の財政をどこまでも食い潰してしまう。この矢掛町の存亡がかかっている。それから、議会としての機能が問われている今、この行政のチェック役としての議会の役目をぜひとも果たして町民の期待に応え議会の役目を果たそうではありませんか、と呼びかけて反対討論を終わります。

**○議長（高岡一万君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 項目が議案と陳情に分かれておりますので、内容を分けて討論を行いたいと思います。私は、陳情第2号の1及び第2号の2及び第2号7、この付託を受けて審査を行いました総務文教常任委員会委員長として、本陳情の不採択を明言し、討論を行いたいと思います。

まず、この3つの項目についての委員会審査は不採択となり、委員会としては反対ということになりました。先ほどの、議員の討論の中に陳情者が陳情説明を行なう旨を事務局に申し立てたということですが、当委員会委員長としては、事務局から陳情者からそういう申請があったということ受けてない以上委員会としてはこれについて公聴会、まして委員会の中でそれを決議することは、あの時点では全くできないことではございました。そして、委員会当日陳情者は委員会室へお越しになりました。その段階においても、今、議員が申しました議会の瑕疵の理由、そういったことについてアピールは何らありませんでした。そして、傍聴席におられました。よって、この陳情に対する審査の継続審査、あるいは無効、このことについては、全く合理性を感じません。したがって、今、私は陳情、総務文教常任委員会の審査項目については、不採択ということで討論を行いたいと思います。終わります。

**○議長（高岡一万君）** 5番、石井議員。

**○5番（石井信行君）** 先ほど、委員長が言われましたが、陳情者は後ろの席に居て、発言をすることはできません。一切、できません。発言をしかけたら、委員長が制されました。何回も制されました。だから、一切その自分の意思を明らかにすることはできません。先ほど、ありましたが、議会事務局の

方から委員長への報告がなかったのだというようなことでしたが、それは、先ほど言いましたようにそれは事務局の瑕疵ではないかということを申し上げました。委員長の瑕疵だとは申し上げておりません。その点は、誤解のないようにお願いします。以上です。

**○議長（高岡一万君）** 意見としては賜りますけれども、討論は1回のみなんです。

〔発言する者あり〕

〔5番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑をやっているわけではありませんので、今、討論を行っておりますので、意見としては聞いておきますけれども。他に討論ございますでしょうか。

**○議長（高岡 一万君）** 7番、花川議員。

**○7番（花川 大志君）** 私は、一般会計当初予算のことについて討論を行いたいと思います。

私は、今定例会で議会に提示された、平成31年度一般会計当初予算を了として討論を行いたいと思います。この一般会計の当初予算内容をみると、まさに災害復旧への予算の高さが目に付きます。そして、当期的な支出、これを重んじて予算編成をされていることに目が向きます。要するに、中山間地域の過疎の町である、1郡1町のこの町がいかにして町の振興を行なうか、それは一つは観光振興でございます。その観光振興に付随して産業改革を行い、矢掛に生まれ育った人が、この町でちゃんと暮らしていける。2代、3代と同じ土地に住んでいける。そのためには、交流人口を増やし、町を活性化し、さまざまなことに取り組んでいかなければならないと私は思っております。その観点からしますと、今定例会に提示されました一般会計当初予算は、まさに昨年4月に行われました、不幸な事態でございましたけれども、災害に対する復旧予算、補正予算もしっかりでございますけれども、これがきっちり担保されております。

それと、同時に絶対に停滞してはならない、町の振興、賑わい増進。これについても、予算が配分されております。この編成については内容をみますと非常に御苦労が伺え知れるわけでございます。歳入項目には、結果的には地方赤字債権も立てておられます。大変な御苦労があると思います。この予算の内容は正に災害後の1年経った矢掛町をしっかりと立て直すための予算であると私は認識しますので、今当初予算には賛成いたします。終わります。

**○議長（高岡一万君）** 他に討論ございますでしょうか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** それでは、5番、石井議員さんから反対討論のありました。

討論のありました、議案第18号と議案第27号、そして、陳情第2号の1から8までをそれぞれ採決を行いたいと思います。

**○議長（高岡 一万君）** それでは、まず、お諮りいたします。

先ほど、討論がなかった、議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、28号、29号、30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号は、それぞれ委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡 一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第1号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第2号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇

に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 3 号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 4 号、江尻記念館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 5 号、矢掛町亀島キャンプ場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 6 号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 7 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 8 号、矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第 9 号、矢掛町公園設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 10 号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 11 号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第 13 号、矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第 14 号、矢掛町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 15 号、矢掛町一般財団法人への関与に関する条例制定について、議案第 16 号、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例制定について、議案第 17 号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第 20 号、平成 30 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、議案第 21 号、平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 22 号、平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 23 号、平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 24 号、平成 30 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 25 号、平成 30 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 26 号、平成 30 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 28 号、平成 31 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第 29 号、平成 31 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第 30 号、平成 31 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 31 号、平成 31 年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第 32 号、平成 31 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第 33 号、平成 31 年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第 34 号、平成 31 年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第 35 号、平成 31 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第 36 号、平成 31 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 37 号、平成 31 年度矢掛町各財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第 18 号、27 号につきまして採決を行います。

委員長報告では、これを可とするものでしたが、本案件に対し、先ほど賛成、反対それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。

なお、採決にあたっては、案件を可とする原則にしたがって行います。

議案第 18 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（高岡一万君）** 起立多数と認めます。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第 27 号、平成 31 年度矢掛町一般会計予算について、本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（高岡一万君）** 起立多数と認めます。ありがとうございました。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決決定されました。

次に、陳情第2号、町の法令違反等を是正することを求める陳情の1から8までを採決を行います。委員長報告では、これを不採択とするものでしたが、本案件に対し、2号の1から8までを、先ほど賛成、反対それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。

なお、採決にあたっては、案件を可とする原則にしたがって行います。

陳情第2号の1につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございました。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の1は不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号の2につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。陳情第2号2です。それぞれについて、採決を行います。1から8まで。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** 起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の2は不採択と決しました。

次に、陳情第2号の3につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございます。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の3は不採択と決しました。

続いて、陳情第2号の4につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございました。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の4は不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号の5につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございました。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の5は不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号の6につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございました。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の6は不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号の7につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございました。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の7は不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号の8につきまして、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（高岡一万君）** ありがとうございます。起立少数と認めます。

よって、陳情第2号の8は不採択と決しました。

最後に、陳情第4号、後期高齢者医療の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情につきまして、委員長報告のとおり不採択と決しました。

よって、陳情第4号は、不採択と決してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** よって、陳情第4号は不採択と決しました。

~~~~~

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって、平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。それでは、閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、平成31年第1回矢掛町議会第1回定例会につきましては、18日間の会期でありましたが、上程いたしました、条例改正、補正予算案及び新年度予算案など、37議案につきまして、慎重な御審議により、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や、御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

また、新年度につきましては、防災対策への取り組み、道の駅・無電柱化・重伝建、更には、子育て支援の充実など、目標実現に向けて、町民と行政が協力し、一体となった取り組み・まちづくりを推進し、本日議決をいただきました、条例改正をはじめ新年度当初予算を、計画的・効果的に執行し、矢掛町のさらなる活性化に向けて鋭意努力して参りたいと存じます。

どうか、議員の皆様には、それぞれのお立場で、未来に続く賑わいあふれる矢掛町への御支援を賜りますよう、お願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、ここで、お知らせをいたします。この後、11時から、全員協議会を開催いたしますので、議

員及び関係職員の方々には、全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。それでは、皆さん、お疲れさまでした。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員